

消防法 第72回国会 衆議院 地方行政委員会

	頁
1. 昭和四十九年四月五日（金曜日）：提案理由と要旨	2
2. 昭和四十九年四月九日（火曜日）	5
3. 昭和四十九年四月十一日（木曜日）	30
4. 昭和四十九年四月十二日（金曜日）	59
5. 昭和四十九年四月二十三日（火曜日）	71

昭和四十九年四月五日（金曜日）：提案理由と要旨

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君 理事 高鳥 修君

理事 中村 弘海君 理事 中山 利生君

理事 村田敬次郎君 理事 佐藤 敬治君

理事 山本弥之助君 理事 三谷 秀治君

大野 市郎君 片岡 清一君

亀山 孝一君 島田 安夫君

井岡 大治君 岩垂寿喜男君

細谷 治嘉君 小濱 新次君

折小野良一君

出席国務大臣

自治大臣 町村 金五君

出席政府委員

警察庁交通局長 渡部 正郎君

自治大臣官房審

議官 森岡 敏君

自治省財政局長 松浦 功君

委員外の出席者

議員 山本弥之助君

大蔵省主計局主

計官 名本 公洲君

文部省管理局教

育施設部助成課

長 西崎 清久君

厚生省児童家庭

局母子福祉課長 岩佐キクイ君

建設省都市局都

市再開発課長 後藤 国臣君

建設省都市局下

水道部長 久保 赳君

建設省住宅局市

街地建築課長 救仁郷 斉君

地方行政委員会

○本日の会議に付した案件

消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第七七号）

地方公営企業法の一部を改正する法律案（井岡大治君外六名提出、衆法第一八号）

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第四一号）



○伊能委員長 これより会議を開きます。

まず、内閣提出にかかる消防法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。町村自治大臣。

消防法の一部を改正する法律案（本号末尾に掲載）

○町村国務大臣 ただいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

最近における産業経済の発展及び科学技術の進歩に伴い、火災の原因及び態様は、ますます複雑多様化してまいっております。特に、新しい建築構造、建築材料、生活用品等の出現により、火災発生時における消火及び避難を困難とする事例が増大しており、また、最近において、百貨店、旅館、病院等の火災による人身事故が頻発していることも御承知のとおりであります。

こうした事態に対処するため、今回消防法を改正し、火災時における人命の安全を確保するため、百貨店、地下街、複合用途防火対象物、旅館、病院等多数の者が出入する防火対象物については、既存のものについてもスプリンクラー設備その他の消防用設備等の設置を義務づけるとともに、消防用設備等の維持管理及び防火管理体制の強化をはかることとし、あわせてパイプライン施設等の規制につき所要の措置を講じようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、消防用設備等の規制に関し次の三点について強化をはかろうとするものであります。

第一点は、既存の防火対象物における消防用設備等の規制の強化であります。今回百貨店、地下街、複合用途防火対象物等の特定防火対象物における消防用設備等については、常に新しい基準に適合するように設置され、維持されなければならないこととし、別途建築基準法の改正による防火、避難に関する規制の強化と相まって、特定防火対象物における人命の安全をはかってまいりたいと存じます。なお、この改正規定は、特定防火対象物のうち、特に百貨店、地下街及び複合用途防火対象物については昭和五十二年四月一日から、その他の特定防火対象物については昭和五十四年四月一日から施行することとしております。

第二点は、消防用設備等の検査に関する規定の新設であります。防火対象物の所有者等が消防用設備等を設置したときは、消防機関が行なう検査を受けなければならないこととして、消防機関が当該設備等の適正な設置を確認することにいたしました。

第三点は、消防用設備等についての点検及び報告に関する規定の新設であります。今回防火対象物の所有者等が消防用設備等につき定期的に点検をし、その結果を消防機関に報告するよう義務づけることといたしました。なお、多数の者が出入する防火対象物のうち規模の大きいものについての点検は、消防設備士等に行なわせなければならないこととしております。

第二は、防火管理制度の強化についてであります。

従来防火管理者が行なうべき防火管理が適正に行なわれていない事例が見受けられることにかんがみ、このような場合には、消防機関が防火対象物の管理について権原を有する所有者等に対し、防火管理を適正に行なうよう命ずることができるようにしようとするものであります。

第三は、パイプライン施設等について三次の二点について所要の措置を講じようとするものであります。

第一点は、パイプライン施設の許可権限者の区分についてであります。現在、危険物施設を設置しようとする場合は、消防法に基づく市町村長または都道府県知事の許可が必要なことになっておりますが、パイプライン施設の特異性にかんがみ、二以上の市町村の区域にわたって設置されるパイプライン施設のうち、二以上の都道府県にわたるものの許可については自治大臣の、その他のものの許可については都道府県知事の権限に属するものとするともに、関係規定の整備をはかることとしております。

第二点は、パイプライン施設その他の危険物施設の保安規制の強化についてであります。保安規制強化の一環として、パイプライン施設その他の危険物施設については、新たに緊急時の措置として市町村長等が施設の使用停止を命ずること並びに所有者等が事故発生時に応急措置を講ずる義務及び関係機関への通報義務についての規定を設けることとするともに、一定規模以上のパイプライン施設については、所有者等は事故時の応急措置について、あらかじめ関係市町村長と協議しておくこととするほか、市町村長等の行なう定期的保安検査を受けることを義務づけることといたしました。

そのほか、罰則の強化その他規定の整備をはかることとしております。

以上が、消防法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

昭和四十九年四月九日（火曜日）

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君 理事 高鳥 修君

理事 中村 弘海君 理事 中山 利生君

理事 村田敬次郎君 理事 佐藤 敬治君

理事 山本弥之助君

愛野興一郎君 大野 市郎君

片岡 清一君 亀山 孝一君

木村武千代君 島田 安夫君

住 栄作君 武藤 嘉文君

保岡 興治君 井岡 大治君

岩垂寿喜男君 細谷 治嘉君

多田 光雄君 林 百郎君

小川新一郎君 小濱 新次君

折小野良一君

出席国務大臣

自治大臣 町村 金五君

出席政府委員

内閣法制局第三

部長 茂串 俊君

自治政務次官 古屋 亨君

自治大臣官房審

議官 山下 稔君

自治省行政局長 林 忠雄君

自治省財政局長 松浦 功君

消防庁長官 佐々木喜久治君

消防庁次長 山田 滋君

委員外の出席者

厚生省医務局指

導助成課長 木戸 脩君

厚生局保険局医

療課長 田中 明夫君

通商産業省生活

産業局繊維製品

課長 田口健次郎君
通商産業省生活
産業局窯業建材
課長 木原 滋之君
建設大臣官房官
庁営繕部長 上山 勝君
建設省都市局下
水道部長 久保 赳君
消防庁安全救急
課長 矢筈野義郎君
地方行政委員会
調査室長 日原 正雄君

委員の異動

四月八日

辞任 補欠選任
山田 芳治君 山口 鶴男君

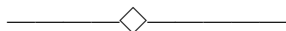
同日

辞任 補欠選任
山口 鶴男君 山田 芳治君

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第四一号）

消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第七七号）



○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出にかかる消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大野市郎君。

○大野（市）委員

: 既存不適格の防火対象物は、世に生まれます瞬間においては、国法が適法と認めて存在を許したものであるから、それに法の遡及をするのは例外になる。

煙感知器で十分ではないのか？

スプリンクラーの単価は？ 優秀な企業が突如ある日赤字に転落をさせられることになる。

スプリンクラー設置による防火区画面積の緩和は歓迎

縦穴区画の問題それからダクトのダンパーの問題は、これは建築基準法の改正によりま

して同様に遡及適用するというようになっておる

複合用途の定義の問題に言及している

消防法の一部を改正する法律案についての質疑でございますので、冒頭、委員長にお許しをいただきたいのでありますが、たまたま三月五日の予算委員会の分科会で、自治大臣に同様の問題で一部御質問をいたしました。その席で、問題は違うけれども、いわゆる法律に一たん決定されるということ、その実施の姿がどのように国民の生活と遊離するような形に変わろうとも、行政を担当するお役人の方々はこれを墨守して、改めるということが非常にむずかしいのだという一例が出てまいりました。それは、委員の同僚諸君もお聞きになると、そんなことかとびっくりされるような内容なんです。

それは、小額の還付金をどうやって納税者の手もとに戻そうかという問題を提起したのであります。しかも金額はわずか三十円。三十円の府県税の納め過ぎがあったので地方事務所が返す方法であります。これが麗々しく封筒に入ってきて、あなたが三十円納め過ぎであるから、これを東京何々銀行に送りましたからどうぞ取りに行ってくださいという通知が来るのです。これに対して納税者は、納め過ぎであったか、さて三十円をどうやって取りに行こうかという問題になったわけです。いま大東京で、三十円の金を銀行に振り込んだから取りに行けと行って、どういう方法で、貨幣価値、名目価値でもいいですよ、三十円の銅貨三つをどうやったらそれ以下の費用で行けるかというような趣旨で、禅問答を自治大臣とやったわけですが、これは何としても今日の貨幣価値の状況の変化から見ても合わない話だから、もうすでに郵税で、手紙一本、地方自治体は郵政省にお払いになっているような姿なんだから、これを何とか簡単にして、よく生命保険の会社などでは、過納がありますという、次回の納付に対してこれは差し引いてお納めください、お預りしておきますというような通知をよこしてくれるので、納める者は次回の通知書を見ると、差し引き幾らを払えという親切な、いわば生命保険の告知書がいただけるので、それを払えばいいという配慮がしてあるわけなんです。お国の納税を、計算間違いをしてちょっと小額納め過ぎても、まこと、しゃくし定木にそういう手続をとっていただくのはありがた過ぎるが、取りに行く者はないわけです。これをどうしてくださるか。生命保険のような形で、来年度の納めるときに差し引いてくださいよという方法がとれないか。あるいは郵便切手で、一番最初通知するとき、あなた多過ぎたから三十円、切手で返すよというようなことができないか、こういうことを申し上げたわけです。これが三月五日です。きょうは大臣は参議院の予算の総括でおいでにならないことは承知しておりますので御無理はいたしません。政務次官、代表としておいででございますので、この一件はきょう初めて申し上げたわけですが、まこと、ぎくばらんと言うとそういう形なんです。

それで、私がここで申し上げるのは、そのときに前後してあなたのほうの部下が——私が質問してから来た書類でないのですよ、質問する以前に、私が部内で相談をしたときに私にくれた書類がこれなんです。この書類は二月の末に来た書類なんです。私は三月五日の発言なんです。その前の書類を見て、私はまた納税者として、これはわずか三十円と言うてお

れない、官吏のものの考え方がこんなことであつたら、われわれが立法府において法律の形で、よもやと思つて通してしまつと、あとはもう国民が困ろうが泣こうが迷惑であらうが、それはわがほうの知つたこつちやないというのがここに書いてあるのですよ。それをきょう申し上げて善処を求めたいわけでありませう。

これは消防法の改正にあつても、消防法の改正の文言はまこと簡単で、スプリンクラーをつけなさいというのです。あれは安全です、だからつけなさいというだけで、立法府のわれわれ同僚がうのみにしてそれをのみ込んだ結果、あとは政令あるいは規則、通達で何をされようとも、立法府は文句は言えないシステムになっているのです。その証拠の一つにもなるものだから、まこと、ノミみたいに小さいお話を堂々出すのですが、関係はそこにあるわけですね。

これはこういうことを言つてこられたのです。私がその三十円の切手を入れたらどうだという提案に対して、それは法律上許されておられません。地方自治法何百何十条の何によつて、こういう方法とこういう方法は許されていますといつて、まこと、それはごもつともなんです。だから、法律にないから切手は送れませんと、こういうわけですね。もし事実行為として——行政府は通達でよく事実行為をやりますね。事実行為として郵便切手を送つた場合に、債権者の中で、おれの意に反すると抗弁をしてきた場合にはトラブルの原因になりますからできませんというのです。三十円送つてきたのを、けしからぬといつて抗弁する者を予想しての発言なんです。こういう、立法者のわれわれと行政担当者間に政治配慮がないと、政治不信行為につながると思ふのです。それでこの問題を私が力み返つてまた取り上げたわけですね。ですから私は、通達で、切手で送りましたからよろしくといつて碎けていただくことができなからうか。これが一点。

それから、それもまた問題があるというなら、生命保険がやっているみたいに、あなたは三十円納め過ぎたから、来年お納めになるときは三十円差し引いて納めなさいよといつてくださるか。どうせ一通手紙が来るのですから、そういう手紙の内容にしてくさるか。来年納税者が忘れて全額を納めたら、帳簿上は三十円過納で残るでしょうけれども、これは納税者が自己のあれを怠っているわけなんだから、これは次元が違ふと思ひます。

そういうようなことで、立法府で気持ちよくきめたことが、今度は実情が違つて、貨幣価値が変わつた場合にも行政担当官は知らぬ顔で、その抗議を事前に何とかならぬか、国会の発言などをわずらわさないでもできないかと相談すると、返つてくるのが、いま申し上げたような答弁書が返つてくることになりませうと、これはわれわれ政治家、要らぬことになるのですよ。したがつて、政務次官、大臣も要らないほうになってしまうことでもありますから、そんなことばお許しにならぬわけなんです。これはいかがですか。ひとつ単刀直入に、通達でお返しになるとか、あるいは生命保険並みに、そんなような御処理をなさるかといふことを御決断いただけませんか。政務次官、お伺ひいたします。

○古屋政府委員 納税者の過誤納によりまして、たとえばいまお話しのような三十円の還

付金が生じた場合に、これを隔地払いの方法等によったために、納税者に、還付金のために還付金を上回るような負担をさせるというようなことは、御指摘のとおり、私はきわめて不適當であると考えております。

したがって、いま大野先生が二つの解決方法につきまして御指摘になりましたが、ひとつ至急に私のほうにおきまして、現在の法律関係の解釈につきまして、関係方面ともできるだけ早い機会に実態に即するような方法を検討してまいりたい。若干の時間をおかし願いたいと思いますが、責任をもちましてこういう問題の解決をしてまいります。

○大野(市)委員 わかりました。そういうささいな一例ですけれども、問題点がたまたま出ておりましただけに、消防法の一部改正の大臣の御提案に対しましても、御提案は、まさに火災のこのごろの状況から見ると、どうやって国民の生命、財産を守ろうかということで、担当省庁が御苦心をなさるといってもよくわかるのです。ですから、われわれ立法府におきまして御相談がありましたときには、そうか、そんなに安全なものならそうやったらよからうな、すなおにその入り口に近寄れる理屈でございます。

しかし、さて具体的にどうするのだろう、具体的にどうなるのだろうかということでこの問題に入ってまいりましたら、幾つかの疑問が出てまいりました。これからその幾つかの疑問点の解消のため、質疑を通じて御意見を承り、解決策に前進を望むわけであります。

まず第一に、簡単にスプリンクラーの問題だけに限定をいたしたいと思えます。スプリンクラーを、既存不適格の防火対象物に法を遡及して強制するという法改正の内容でございます。しからばこれに対して、法治国でありますから、その妥当性の根拠は一。ちっと大げさのようでもありますけれども、憲法十二条には、御承知のように自由及び権利はこれを保障する。乱用してはならない、あるいは公共の福祉のために利用する責任は負っておる、こういう限定はついておりますけれども、明らかに諸権利の自由を保障されておるわけですね。これを受ける意味でもありましようが、憲法二十九条には、「財産権は、これを侵してはならない。」その第三項には、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」とあります。正当な補償なしに既得権益というものはみだりにないがしろにしてはならぬ、侵してはならぬという憲法の根本規定がございます。ですから、既存不適格の防火対象物というものは、それぞれその対象物が世に生まれますその瞬間においては、国法が適法と認めて存在を許したものでありますから、それに法の遡及をするというのは例外になるのであります。したがって、これに対して、場合によっては正当な補償の必要性が出る、そういう仕組みになっておるわけであります。

そんなようなことが前提になりまして、この既存不適格防火対象物の法の遡及という事柄は、消防庁御当局は非常に神経質過ぎるぐらいに勘案をされながら、ちゅうちょにちゅうちょを重ねて今日までおいでになったのは私はよく知っております。だからそれは御存じなんです、その前提の中から、これから申し上げる幾つかの問題が生まれてくると思うのです。

要するに、いま公害が生まれて、公共の福祉といわゆる諸権利の問題に対してトラブルが生まれた場合に、かつて御承知のようにメッキ工場が、メッキの工程の中で青酸化合物をほとんどなまで下水に流すというような事実が出てきました。これに対しては待ったなしに、公害が付近住民に直接の害を及ぼすことが明らかになりましたので、非常にシビアーなメッキ工場の排水処理がきまったわけでありまして。これらは全くその危険度は緊迫をいたしております。公共の福祉に対する危険の逼迫度は待ったなしだろろうと思ひます。これはわれわれはよくわかるわけですから。これに対してさえも、国は既存の生活者に対してあらゆる手段を講じてくれて、円満な秩序の維持ができるようなバランスをはかつてくれておるのを、あの公害の諸法の成立の過程で私どもはこれを知っております。

これと比較した場合に、建物、人命、財産を保護するためにスプリンクラーというものがある。そんなに緊急不可欠の逼迫度を持つものかどうかということになると、私は同一には論じ得ないと思ひます。しかし、ないよりは確かにあるほうがいいんだという説が多いのでそれをやりたいんだ。そこまで、じゃあわかろう。そこまでわかったとしたら、ほかに同じような方法で、スプリンクラーだけが唯一のものであるのだろうか、スプリンクラー以外ではだめなんだろうか、こういうような疑問というのは出てきてもいいと思ひます。そういう疑問を私は持ちました。

そして、それから次の問題が出てくるわけでありまして。煙感知器というのがすでにつけさせられておるのであるが、スプリンクラーでぼやがとまった実例というのが、私どもがいただいた「消防法改正案説明資料」の三―に五十八例載っております。三十九年三件、四十年二件、四十一年四件、四十二年三件、四十三年二件、四十四年四件、四十五年七件、四十六年七件、四十七年八件、四十八年十七件、四十九年一件の五十八例が、この資料の中で、スプリンクラーによって早期防火に成功した例として報告をされています。

しからば、これらはどんな程度の早期消火であつたらうかとその摘要欄を見ますと、紙くずかごの中へたばこの吸いがらを入れたのでぼやが出た、そうしたらその上にあつたスプリンクラーが作動して消えちゃつたというようなのが、ぞろぞろと五十八並んでいますよ。この程度のぼやであるとするならば、一体煙感知器というのは働かなかつたのだろうかという疑問が出たのです。煙感知器は法で規定をされて、今度の改正に入れられるような防火対象物にはことごとく煙感知器をつけさせられた。煙感知器をつけさせられるわずか二年前には、熱感知器の採用を命ぜられたのです。これは経済的負担が比較的吸収が可能であらうという考え方であつたのでしよう、法の改正をしないで施行規則で指定をされて、それらの施設業者は喜んで、そんな火災を早期に発見して、自己の扱うところの財産、そこに参集して下さるところの多数の方々の人命が楽に助かるというのならそれはつけたいと言うて、何びとも不満を訴えないで熱感知器をつけた。熱感知器をつけてわずか二年もたたないうちに、今度は煙感知器という便利なものができた、炎なんというものより煙というのが早いのだ、炎になつてからではおそいから煙感知器に変えなさいというので、これまた膨大な費用を、それぞれの防火対象物を所有する所有者は喜んで、ですよ、喜んで、そんな便利な

ものができたなら煙感知器をわれわれはつけさしていただきますと言うて、何びとも疑問もなしに煙感知器が行き渡っておるのですよ。煙感知器の効能はどうなったのでしょうか。スプリンクラーの効能がそんなふうにあられるのだとしたならば、そういう統計がこの中にあるとするならば、煙感知器によってもぼやのうちに、あの簡単なバケツの水あるいは簡単な手に持つところの自動消火器、あのようなものでもぼやで消しとめただろう。くずかごの中にたばこの吸いがらが入って燃えたという程度のもので出ているのだから、その程度のものであれば必ず煙が出たに違いない。煙感知器が働いて、その結果——同僚の諸君は煙感知器がどんなになっているかおわかりにならぬ。熱にしる煙感知器にしる、全部自動ベルに接続しておりまして、電流が変わって、その施設の司令部に、たとえば守衛のおる部屋に全館の配置場所が名前入りであるボードがある。そのボードに、どこどこが発火場所であるというのが赤ランプで配置がつかますから、そこを見ると、三階のどこどこだ、八階のどこどこだというふうなぐあい、煙感知器なり熱感知器なりによって、異変を起こした場所が自動報知器によって全館に響き渡るようになっておるのが煙感知器、それに連動する器械なんです。それがいま行き渡っているのです。それなら、煙感知器によって感知した結果ぼやで済んだという例が出てこにゃならぬわけです。それをスプリンクラーだけ、こんな簡単なぼやの実例が、一年間に三つ四つずつの報告書がこんなにまとめられておって、煙感知器の効果はあったに違いないのにどうしてその報告はないのでしょうか。あるに違いない。あるならば資料がいただきたい。いかがでしょうか。

○佐々木政府委員 煙感知器が作動しまして、それによって火災を早期に発見をし、消火器等でこれを消しとめたという事例はございます。この件数がどれだけになるかという点につきましては、ぼやの段階で火災がおさまったという事例の報告がきわめて少ないために、私どものほうで相当時間をかけて見ましても、なかなか実態の資料として集まるほどまだ出ておりませんが、具体的な事例でどういうのがあったかという一、二の例はございます。それからまた、煙感知器が作動し、火災報知が自動的になされても、結果的には初期消火に失敗をして火災になったというような事例もございますわけで、煙感知器は確かに自動的に火災の発生を知らせるという効果はありますけれども、スプリンクラーと違います点は、消火というものは人手でやらなければならない。この点における効果の差があるわけでございます。

そういう意味におきまして、一応資料として差し上げました分は、今回の改正に関連をすということ、いままでスプリンクラーによる初期消火の事例を資料として作成をして差し上げたということになっておるわけでございます。

○大野(市)委員 煙感知器が作動して、それが初期消防に間に合わないで火災になった実例がありましたら、いますぐあるなら私はいま見たいし、いますぐないのならばこの委員会継続中に提出していただきたい。

私は、そういう御答弁をされるだろうと思うのだ。佐々木さん、あなたまだこっちの道、私より詳しくないんだから、その点は私はわかるから、そういうことのことばじりをとらえようなんて思わないけれども、実態を言いたいのだ。

先日もロイヤルホテルの例があったでしょう。ロイヤルホテルの例があって、あの屋上で煙が出て大騒ぎになった。この場合に煙感知器はきっと働かなかったのでしょうか、屋上だから。だから、すべての設備がありながら非常ベルを鳴らそうとしなかったのですよ。それで消防隊がかけつけて、そして消防隊の騒ぎで宿泊客はびっくりして、フロントに一せいに、火災はどこだという騒ぎになった。そうするとフロントのほうでは、いや、心配はありませんとしか言わないので、ますます騒ぎは大きくなったというのが、つい数日前の新聞に出ていたでしょう。

ですから、万全の設備をさせておったって、ベルを鳴らさないという、つまり管理の問題がもう一枚あるのです。ですから私は、煙感知器が作動して初期消防に失敗した実例があるならばほんとうに聞きたい。私が言うのは、だから要らないというのじゃないのですよ。そういう設備があるのだから、あるなら、ある設備というものをやはり考えの中に入れて、その上になおかつ、自然に消える手があるから、つけられる人はこれをつけなさい。特に百貨店のような、ほんとうに不特定多数で、事故でも起きたら、だれがけがしたやら行くえ不明になったやらわからないような、不特定多数の方々が出入りなさって、あの混雑の状況であるならば、まさにスプリンクラーというのは確かに手っとり早くていいかしらぬが、そのほかの設備に全部右へならえをさせるだけの経済性との関係、施工の困難さとの関係で、やはりもう一ぺん御一考なさる余地がなかろうかという着想でこれからの発言も続けますので、そういう意味で全面否定しようというのじゃないのですよ。いいものだからこそ高くてもやるんだから、いいに違いないが、万能であろうとは思えないので、煙感知器の効能ももう少しお考えになる必要があるだろうということをいま指摘したのです。これが一点。ですから、その資料あったらあとでいただきますよ。

それから、スプリンクラーがいいというものだからまたあなたのほうのこの資料の中には出されちゃったのだ。米国の、スプリンクラーがいいということの実例があるというので、三年間のスプリンクラーをニューヨークでつけた実例かなんかが採用になってあるのですね。これは九八%とかうまくいったというのですね。残り何%は残るのです。これは機械の故障その他で作動しなかったというのですから、火災が起きたうちの何%かというのは、それだけのことをしたけれども、やはり器械なものだから万能ではないわけです。

これも言いがかりの一つかしらぬが、私が言いたいのは、そんなことをしたために、物量戦でものを何でも片づけようとするために、アメリカは、一九七一年の実例をあなたのほうでは御採用になっておるが、七一年の人口百万人当たりの火災の件数は、同じ年の日本の人口百万人当たりの火災件数に比較して、日本を一〇〇としてアメリカは二一八三ですから二十二倍ですよ。百万人当たり二十二倍の火災が発生しているというのは、鉄骨コンクリートの密閉した部屋で、入り口をがしゃっと締めたら密室になって、火が起きようと何が鳴

ろうと、水が降ってくるから火が消えるというので、これは火の用心をしないのですよ。ですから、物量にたよって心の配慮というものをアメリカ人が怠っている証拠が、日本の二十二倍の発火の原因になっているんです。だから、私はそういう意味で、どんないいものが出てても万能であるという考え方は間違っておる、こういうことで、あなたのほうの資料を逆に引用するとそういうものがある。

それから三番目に経済性の問題なんです。熱感知器、煙感知器は、御計算なさって、また設備者は費用の負担に耐えられるというので快く喜んでやった。今度のスプリンクラーは、デパートのような大々企業で大収益をあげておる機関、しかもほんとうの不特定多数の人たちのひしめき合うような場所あるいは地下街に対しては、私はそういうものは確かに必要性を認められておるからだろうと思いますが、最近、これは新聞の切り抜きを持ってきましたが、四月二日の朝日に載っておった記事であります、上野の松坂屋では東京消防庁の指導に応じて、このほど地下一階と一階の計六千五百八十平方メートルの売り場にスプリンクラーを取りつけた。スプリンクラーの費用、総額二億円かかったというのが載っておるのです。これは六千五百八十平米で割りますと一平米当たり三万円になります。

これは長官、今度の立法化によってスプリンクラーをおつけなさろうという場合には、既存不適格建物に対して遡及させてスプリンクラーをおつけになる場合には、一平米幾らでできると試算をなさいましたか。

○佐々木政府委員 まず、第一点の、煙感知器がありながら初期消化に失敗をして火災になったという事例のごく最近のものとしましては、大洋デパートの火災の直後に館山市におきましてイトウ屋というデパートが火災になりました。これはスプリンクラーを設置するほど大きい面積のデパートではございませんけれども、自動火災報知機等は設置されておったもので、それで煙感知器によりまして全館に火災報知がなされた。これは成功しております。そしてまたそれによりましてお客が全員避難をいたしまして、人命その他に対する被害はなかったのでありますけれども、従業員が消火器並びに屋内消火栓を利用したの消火活動には失敗をいたしまして、これが全館焼失をするという事例があるわけでございます。

それからまた、もちろんスプリンクラーというものが絶対的に効果があるかどうかという点は、アメリカ等におきます事例におきまして一〇〇%というものは出ておらないわけでありまして、九七、八%くらいの成功で、その失敗例というものの中にもいろいろ原因はありますけれども、保守が怠られておったというのも失敗の例にあるかと思えます。

そういう意味で、私どもが講じた防火対策上必要な施設というものは、やはり安全装置としては二重に必要ではないだろうか。そういう意味におきまして、煙感知器あるいは熱感知器等による自動火災報知装置と、同時にスプリンクラーによる初期消火という二つの安全装置を備えることが望ましいということをお考えたわけでありまして、特に不特定多数の人が出入りするデパート等の建物のような場合には、できるだけ人命の安全というものをまず優先的に考える。そういう意味におきまして、火災報知によってまずお客の避難を優先さ

せていく、そして消火の点はスプリンクラーといったような器械にまづまかしておく、こういうことを考えたわけでありまして、そういう意味におきまして安全装置は二重であることが望ましいというふうに考えたわけでございます。

それから第三の経済性の問題でございます。確かに新聞紙上に松坂屋の事例がございましたので、私どもも、非常に金がかかっているということで関係者のほうから調べてみたわけですが、御承知のとおり、上野の松坂屋は、前回の委員会でも申し上げましたとおり違反建築物でございます。消防法の規定による違反建築物でありましたために、東京消防庁がすみやかにこの違反状態を是正するというように指導した建物でございまして、この際の工事費は約二億円かかっているということは新聞の報道のとおりでございますが、ただ、この二億円の工事費の中には、スプリンクラー設備と空調工事が両方一緒に行なわれております。そしてその中を分解してみますと、スプリンクラーの工事費が平米当たり約五千元でございます。それから空調工事の経費が平米当たり約九千元でございます。そのほかに両方の共通工事費と見られるものが平米当たり一万一千円程度でございます。これは違反建築でありましたために、工事をすみやかに実施をしてもらうということのために共通工事費がやや割高になってきておる。それで、当初は本年の六月一ぱいくらいまでに完成をさせたいということだったのでございますけれども、これを少なくとも四十八年度内に完成をさせるというような突貫工事が行なわれておりますので、そういう意味で共通経費といえますか、この架設工事その他の共通経費がやや割高になっている、こういう事例でございませぬ。

私どもが、スプリンクラーの工事を既設の建物に実施をした場合にどれだけかかるかという試算をいたしてみますと、大体、通常の工事の場合に平米当たり一万二千円前後というふうに積算をいたしております。ただ、この場合におきましても、特に天井の工事について相当経費をかけなければならない。たとえば内装に相当金をかけてつくっておるような部屋などの場合には、スプリンクラー工事自体はそれほど変わりませぬけれども、そうした内装関係の経費に相当割高になるという事例がありますと、この金額はもっとふえてくるだろうというふうに考えております。

○大野（市）委員 それでは、その問題に対して疑問がまだありますので、きょうは建設省の営繕部長さんに来ていただいておりますが、営繕部長さんから、ひとつスプリンクラーの新設、全然新しくやる場合幾らぐらいか、それから既存不適格の建物にやらせる場合にはどの程度かかるだろうか、もしおわかりでありましたら教えていただきたい。

○上山説明員 スプリンクラーを既存の建物に新しく設置いたします場合に、その単価という御質問でございまして、これは建物の種類とかあるいは建物の形あるいはその仕上げ材料等によりまして、その場その場でたいへん差が大きいということで、一がいに数字を申し上げるのも何かとたいへん困難であります、あえて、かなりの誤差があるということ

お含みの上でお聞き取りいただきたいと思うのでございます。

私ども、日ごろ手がけております事務庁舎につきまして一例を申し上げます。六千平米程度の鉄筋の耐火構造の建物につきまして初めから、新営のときからスプリンクラーを手ぎわよく設置するという場合の単価は、大体平均いたしまして六千円程度、平米当たりかかるかと考えております。これは新築と同時に行なったことではございますが、すでにある建物にスプリンクラーを取りつけるという場合は、さらに壁をはつりましたり、あるいは足場をかけたりいたしましていろいろ経費がかかります。したがって、スプリンクラーだけについても六千円ではできない。おそらくこれは二割から三割くらい足さなければならない。かりに二割五分足しますと七千五百円という数字が出てきます。さらに、すでにでき上がっている建物は天井があると想定いたしまして、天井裏に配線をするためには、一たん天井を落として、新しい天井に戻すということを想定いたしますと、その天井のかけ払い、かけたり払ったりする手間が、これも仕上げ材料によってたいへん違いますが、大ざっぱに申しまして八千円程度、おそらく仕上げ材料を非常に簡単なものにいたしますと、それからさらに二千円ぐらひは引けるかとも思います。したがって、たいへん幅がございまして、一万三千円から一万六千円ぐらひの間におさまろうかと考えております。

なお、これは事務庁舎の場合の例でございまして、たとえばホテルとか旅館とかあるいは病院とか、間仕切りがたいへん多い建物につきましてはさらにその二割ぐらひは経費を乗せてやらなければならない、これはごく大ざっぱに見積もっての話でございまして。

○大野（市）委員 これは、既存の不適合のものに遡及してやる場合で、いまのお話は事務庁舎のお取り扱い例をお話しなされたので、先ほどの松坂屋の場合はデパートですから、露出でもおやりになったのじゃないかと推測しておりますが、いまのホテル、旅館というものは、客室そのものが商品、デパートは反物なりおもちゃなりというふうなものが商品ですけれども、同じ遡及される建物でも、部屋そのものが商品でありますために、非常に困難でもあり高価な費用がかかる。いまのリゾートホテルの実例は、これは見積もりの段階で出たものが報告をされておりますが、それによれば、これは予算分科会でも一べん申し上げましたので、結論だけ当委員会でもお聞き取りいただきたいのですが、百六十四室ある建物で一万五千平方メートル、そういうのが四億二千万かかる、平米約三万円弱、こういう計算が見積もりから出た。この中には、おっしゃるとおりにスプリンクラーだけの設備でいきますと、その半額の二億七千万ぐらひですから、似た数字に近づいてきたように思いますけれども、御承知のように、建設費は、天井その他の工事諸経費その他がありますし、それだけで四億二千万になって、しかも、当然でありますけれども、これらの施設をする間は休業しなければならないものがそのほかにもまたありまして、これは幾らに見るか別ですけれども、工事自体で四億二千万かかるというのが出て、これは平米三万、坪九万九千、約十万ですな。

そういうような結果が出ておりますだけに、実は私が質問にあたって、よほど万能だとお考えになると、やはりほかにかわる方法があるなら何か、要するに人命の安全と財産の

保全が可能であればいいのだから、考慮の余地がなかろうかというお話の出発点にはなれるだろうと思うのです。まあ、この意見を幾ら言ってもやってみないとわからないのですから……。とにかくそういう実例が出ておる。

デパートでさえも、いまのような、空調と一緒にやったから諸掛かりが一万一千円で済んだと言うけれども、これが一緒にないとしても一万一千円かかるわけでしょう。空調と一緒にやったから一万一千円というので、やらなかったら八千円で済むとは言えないだろうと思うのです。そういうようなことで、これをいろいろ問答をしていくと時間がかかりますから、その点はとにかく膨大なお金がかかって、今度は煙感知器や何かとちょっと性格が違って真剣勝負です。

このいまの企業体の実例を言いますと、実は五億円の借り入れ金をして経営している実態なんですね。五億円の借り入れ金をしておるものが、とにかく六千何百万の金利を払って、なお二千万ほど利潤が出たというので、業界ではびっくりしたような優秀な企業なんです。この優秀な企業の二千万そこそこの残った利益で、四億借りるのにどうやる。開発銀行が半分貸してくれるのだというお話ですが、これは受け入れ側では、開発銀行はほんとうに貸すだろうか。二億借りられるとしたら、八分でいって、二、八、千六百万円、そうするとあと四百万しか残らぬ。そうすると残りの二億をだれが出すのだろう。自己資金で出すのだと言うけれども、五億借りておるところへ、あと四百万しか利益が残らぬというところへ二億をだれが貸すだろう。みすみす赤字になるところへ貸すものがあるだろうか。貸したとしよう。二億を借りてやったら、金利はまず一割以上でしょう。二千万の借り入れ金利子を払うとしたら、それでその企業体としては——ただ何でもスプリンクラーというものを、同僚諸君の御同意を得てこの法律が通ってしまった瞬間から、官吏諸君は、国会議員がやれと言ったのだから私どもはやらせるのですというので、その**優秀な企業が突如ある日赤字に転落をさせられることになる**。そこまで必要なんだろうか。そこは必死になって何かほかの方法はないかと求めているが、それに対してこまかい配慮をしてあげるべきです。先ほどの例のように、行政府でやってほしいけれども、しやせぬから、立法府が法律をきめるに先立って、きめこまかく、やはりこの場所で是非を判断をしていただきたいというのが、これからさらに申し上げるこまかい詰めになるわけなんです。私は繰り返して申しますが、スプリンクラーの性能を否定するものでは毛頭ありません。その経済性の問題、施設の困難性の問題から、バラエティーがほしいという意味で論議を続けたいと思います。

そこで、今度は具体的な問題になるのでありますが、さすがに消防庁とされてもやはりその点を非常に深刻に考慮をされたと見えまして、実はこういう腹案でそれらのものが救えないかというので、いろいろ事前に代替案をお示しをいただいたので、受け入れると予想される団体は接触をしてその是非を検討を続けておったのでありますが、きょうは、それを受け入れて、私ももっともだと思えるものが多いものですから、それらの点に対してのだめ押しをして、できることであればそういうことで、ひとつ立法にあたって、このスプリンクラーを適用するという基本がきまるだけで、それにかわるこういう方法があるならば認め

ようというような事柄は、政令、施行規則、通達その他によって、既存不適格の限られた建物に対する一時的な措置でありますから、たとえて言うなら通達でやっても、全部のものに及ぼすようなものではありませんから、私は行政の手続で、理解さえあるならば可能だろう、このように思いまして、願わくば、通達でもけっこうだから、そういう方法で緩和策が望めないかということのをこれから詰めてみたいと思います。委員長、これから、たいへん恐縮がありますが、少し政令その他の行政の中身に入ったこまかい話になりますのをお許しをいただきたいと思います。

まず第一は、こんなことでどうだろうというて行政当局が内々お示しになったのでありますが、一つは、現在施行規則十三条できめてある防火区画をゆるめる方法などはどうだろうという提案であります。施行規則十三条は、いわゆる、ちょっとこまかくなって恐縮がありますが、こういうものを持っておれば、スプリンクラーはその部分だけはっけないでいいですよということのをきめてくれたわけで、その中を援用されたようであります、その中には、一つの区画を二百平米以下と書いてある部分があるが、それを四百平米というふうに防火区画を広げてあげたら、よほど六千平米という一つの基準から救うことができるのではなかろうかという着想をいただいたわけです。これはたいへん合理的であって、ホテルなどは相当幅の広い廊下を持っておりますので、その方法でやっていただくと、廊下と廊下の入り口、出口を完全な防火方法をやることによって合理的な、用途に似つかわしいあれができるからありがたいなというような意向を持っておるようであります。

ところが、三月五日の予算分科会における消防庁長官の御言明をいただいておりますが、大広間は四百平米で済まない、もうちょっと大きい大広間があるので、それが四百平米でやられると、大広間の途中で防火区画をせんならぬということになって、大広間の使用用途を殺すことになるが、これは何とかならぬかということに対して、それは、大広間が一つの防火区画として完全性が考えられるならば、それはそれにこだわらないで、その部分を広げることは可能でありますという答弁をいただいておりますから、この点は一応確認するまでもなくすでに言明のことであるから、私どもは、この防火区画の考え方自体に御理解がいただいたものとして、これはまあ歓迎をしておるようであります。

ただ、その中へ、ワンパッケージの中に、このいわゆる規則十三条の中には、壁や天井なんかには不燃材、準不燃材または難燃材料を使えという規定があるが、これは、病院、デパートなどはそういう事柄が可能かもしれぬけれども、客室自身が商品であるというホテル、旅館には、それは一体可能なことなのだろうかというような疑問が出てまいりまして、それだけの不燃材料というものが現実にあるのだろうかという疑問が出てまいりました。これに対して、きょうは通産省の建材課長さんに来ていただいているので、ひとつ委員長、建材課長から、日本式の旅館の木目のいい天井だなどという、そういうものに匹敵するような内装材がたくさんあるものかどうか、御教示をいただきたい。御発言を願います。

○木原説明員 最近、内装材も防火、安全について非常にすぐれた建材製品というのが出

てまいっております。ただ、日本旅館の場合、これは雰囲気との関係といろのが非常にあるわけがございますので、その旅館、旅館によりまして、その感じで、そのものが使えるか使えないか、いろいろ出てこようと思います。しかし、現実には木目の上に張りました耐火ボードみたいなものが出ておりますので、現実には内装材あるいは壁材、天井材として使われているものはございます。

○大野（市）委員　いまの答弁では、大体似た御感触をお持ちだろうけれども、いまの安全性と取りかえっこをするように、商品の性格を変更せよという命令にこれは変わるものだから、心配して、そういうものの用意があつて、いや、そんなことをしたつてもう似たものは幾らもできているから、私のほうではメーカーには十分つくらせてあるから、この法律ができたつて用途の変更はありませんよ、というようなことが断言できるかどうかということをお聞きしたかったのだが、一言、それはできますか。

○木原説明員　最近の旅館の場合、純日本式というよりも、かなり洋風の感じを取り入れた日本旅館というのが多いわけございまして、そういう場合には、現在出回っております化粧石こうボード等が使えるかと思ひます。ですが、全部の場合にこれが使えるというわけではございません。

○大野（市）委員　これはとにかく日本調を前に置いての話でなければいけないが、これは使用するのに、選択にあつて、今度の指定を受ける対象の方々は専門でそのものをさがすけれどもないのだ。それはどんなのをお考えになつてゐるか知らぬが、そういう需要は少ないものだから、ないのですよ。ただ、いわゆる壁あたりはだいたい似たようなものがつくられつつあるが、将来はどうかわからぬが、今日ではまだないのです。これは押し問答になりますから、それは別段にします。

〔委員長退席、中山（利）委員長代理着席〕

と申しますのは、実は三月五日の予算分科会において、大臣並びに消防庁長官から、既存不適格の建物の中で、昔は木造の建築物は、低い建物は許されていたのですよ。それがまあ法律が変わつて、このごろは鉄骨、鉄筋でなければ大きい建物は許しませんからもうないのですが、**既存不適格の木造建物は、スプリンクラーなんかつけたつてどうしようもないじゃないか、天井張りを火がはつたらイチコロだ**というわけで問答がありました結果、既存不適格の建物でも、木造の部分というのは別途に防火対策をいろいろに施工させておるので、今回は木造部分には、それは建物も低いものだから、スプリンクラーは適用除外にいたします、こういう判定を受けておる。いま建材課長が言われたような、木造のを無理に中身だけちょっと直して防火にしようという考えじゃないので、鉄骨、鉄筋コンクリートの中へ二重建築で天井張りに木造をやっているのですよ。それをどうしようかという問題をいまやっているのです。純粹の木造にそんなものをつたつて、天井張りはいっているからだめなんです。

だけれども、それがやはり需要の少なかったせいでしょうね。だから将来のことは私は言わぬが、現段階では望むものはないのですよ。

そういう意味合いで、これをいまだに規則十三条をてきめんに適用されようとする、なかなか代替案件としては、規則十三条の規定と同じに厳格過ぎて、一部を救ってやる手段としてはむずかしいのです。だからこの点に対して、内装制限に対して、品物がないのですから、ないものをやれというような無理を言わないで、そういうものがそろってきた暁にまた話が出るなら別だけれども、そういうものがないのだから、そんな内装をやったって、二重ですからね。たとえば火が出て天井張りが燃えたといったって、燃えたつきりで延焼しないのですよ。その部屋だけなんです。だからそういう意味合いで、いわゆる代案として出された内装制限に対して、お考えを緩和するなり内装制限を撤回されるお気持ちはございませんか。

○佐々木政府委員 ホテル、旅館あるいは病院といったような建物につきましては、御指摘のように、部屋の区画が非常に小さいわけでありますから、一般のデパートなどのような区画の非常に大きい建物とは違った方式で防火方法というものは考えられてしかるべきだろうというふうに考えております。したがって、ただいま御指摘のように、内装制限を行なうことによって防火区画を設定をしてスプリンクラーの設備にかえるということは、十分考えられる措置でありますけれども、最近の鉄筋コンクリートの建物で、しかも内部が純和風の建築にしてあるというようなものにつきましては、確かに、内装制限をいたします場合には、材料の選択の範囲が非常に狭いということのために非常に問題が出てくるということも、私どもも十分了解されるところでございます。いま私ども、その点につきまして具体的な検討をいたしておりますけれども、やはり区画が大きい場合におきまして内装制限を緩和するということになりますと、どうしても建物全体が火災の場合には非常な危険状態になるわけでありますから、その場合には、内装制限と防火区画の大きさというものの関連におきまして考えていく必要があるだろうというふうに思っているわけでございます。

それで、現在、現行の二百平方メートルの区画というものを四百平方メートルの区画に広げていくという場合におきましては、やはり内装材としましては、少なくとも準不燃材料以上のものの内装制限ということは考えていかざるを得ないというふうに思っているわけでありますけれども、そうした建築材料の関係で、準不燃材料あるいは不燃材料がないというような場合には、やはりその区画をさらに狭くして、そして難燃材あるいは可燃材を使うことも可能な方法を検討していく、こういうことになるだろうと思っております。

そういう意味におきまして、原則的には四百平米というものを区画の基準に置きながら、その材料が難燃材であるとかあるいは可燃材であるとかという場合におきましては、この区画をさらに小さくして防火区画を考えていく、こういう方法によって、内装制限というものを、現在の建築材料の実態に即した方式で防火区画が設定され得るように、これは十分に関係省のほうとも打ち合わせをしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○大野（市）委員　いまの最後のおことばの、商品の出そろうまではとにかくそういう方向でやらせるのだけれども、商品がないんじゃないしょうがないんじゃないかということが合意に達すれば、行政指導で、努力したけれどもないじゃないか、だからひとつこれで認めてというふうな、これはいわゆる既存不適格の限定された幾つかの建物に対することだけなんですから、将来どうしようという一般論じゃないのだから、そういうようなくあいでも通達を活用されてひとつ御研究を願いたい。商品の供給度の実態で考慮するという御答弁にいま最終的には承りましたが、この問題はいまここでどう決着ということもあなたがおできにならないなら、そういうことでさらに考慮するということはそのように解釈してよろしゅうございませぬ。

○佐々木政府委員　この点につきましては、関係省ともさらに、省令、規則制定の段階までに、十分話を詰めて措置してまいりたいと思います。

○大野（市）委員　それから同じ問題で、いわゆる規則十三条の中に、「区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一つの開口部の面積が四平方メートル以下」となっておりますが、これを四百平米にお直しになるとすれば、それらはやはり、合計が八平米というのはその倍の十六平米ぐらいに合計はとっていただかないとこれはできない相談になるのですね。

〔中山（利）委員長代理退席、委員長着席〕

それから、現在のホテルの廊下幅というのが四・四平米ぐらいあるというのですね。だから四平米以下となさらないで、この際やはり五平米以下に一つの開口部を直すというふうなのが実態に即したものであるという説があるのですが、これはひとつ御研究いただけませんか。

○佐々木政府委員　これは、内装制限とやや問題の質が違うかと思いますが、現在の既存建物の実態に即した解決がはかられますように検討したいと思います。

○大野（市）委員　それから、続いて同じような意味で、ちょうど通産省の繊維製品課長が見えられておると思いますから、ちょっとお聞きしたいのでありますが、カーテン防災を、法八条の三を受けて、令四条の三、規則四条の三でいろいろおきめがありますが、この点に対して、消防庁のほうでは「防災」、炎を防ぐ。カーテンの形で名称が違っておると思いますが、繊維製品課、通産省側ではこれをどういうふうによんでおりますか。

○田口説明員　これは家庭用品品質表示法に基づきまして、「難燃」と呼んでおります。

○大野（市）委員 消防庁のほうでは、これを防災済みというような記号で御指示をして統一しておられるようですが、その辺は消防庁長官として、他官庁との連絡はどのような形で調整いただいておりますのか、一応承りたい。

○矢筈野説明員 消防法の規定に基づきまして、消防法のほうでは、防災加工品のうちの一つとして防災カーテンを指定しておりますが、その基準については通産省とよく相談しておりますところでございます。

○大野（市）委員 じゃ基準は同じですね。

○矢筈野説明員 ランクはございますけれども、ほとんど試験方法については同じでございます。

○大野（市）委員 繊維製品課長にお聞きしたいのですが、商品として購入する場合に消費者、購買者は非常に選択に困るのですが、これはひとつ一緒に「防災」とでも名前を変えられる意思はありませんか。

○田口説明員 私どものほうでは「難燃」と呼んでおりますけれども、実質的には消防法に基づきます防災と同じ内容のことであるというふうに考えております。経緯から申しますと、家庭用品品質表示審議会におきまして、「難燃」ということばを使ったほうがよろしいのじゃないかといったような御意見も承ったものでございますから、現在「難燃」というようなことばを使っておるわけでございます。

○大野（市）委員 私はそれがふしぎで、一つの政府の中のものなんだからね。最終的には、国民がこれを家庭でも買うし、いろいろな意味合いで買うものですから、それらが、片方は「難燃」といい、片方は「防災」という。まことにどうも私は、きょうは時間がもったいとうございますから聞きませんが、試験方法だって、試験方法を規則でずいぶん詳しく書いてあるのだが、消防庁の試験方法と完全に一つだということは言えないと私は思うのです。これはひとつ政務次官、やはり政府としてそれらの名前の統一ぐらいしてもらいたい。防災のほうがあるんですよ、難燃なんて舌かみそうになっちゃって。それはやはりそういう努力が私は必要だと思うのですよ。目的は何だといったら、使って燃えないためなんでしょう。そうしたら、やはり消防庁のこの名前にしようやと言ったら、つくる繊維業者のほうもそうしましようやというのであるのがほんとうで、わがほうは「難燃」ときめましたなんというのはおかしいと思うのです。これはここで問答していてもしようがないが、そういう事柄を国民の立場で、名称の統一も試験方法の統一も必要であろうと思っておりますので、ひとつしかるべく大臣を通じて、通産大臣にも御協議を願いたいと思います。

○古屋政府委員　いまのお話、やはり同じものが省によって違いまして、いろいろの誤解を国民に招くということは適当でないと思いますので、さっそく通産その他の関係省庁とも十分連絡をとりまして、前向きに措置してまいります。

○大野（市）委員　それで、同じく政府部内の問題として、確認はしておりませんが、なるほどいろいろな問題があるなと思いますのは、厚生省がまた一枚かんでまいりまして、防災カーテンの防災加工には燐を使うので、あの燐を子供がつかまってなめると有毒である、あの防災をやめたほうが良いというような説が出ておって混乱したというお話も聞きましたが、これはどちらをとるかという問題でございまして、それにしても、なるほど子供がつかまってなめるような場所にカーテンというのはぶら下がっていますから、だからこれも子供にあぶくない防災のできるようなものを開発される努力が必要だと思います。これもどうも消防庁がさか立ちしてもできないので、厚生省がさか立ちしてもできないので、やはり通産省がそういう行政指導をなさらないとできないものですから、消防庁の中にはそういう問題が、政務次官、製品の中にも飛び火していますので、ちょっと蛇足でありましたが、一言触れておきます。

それから今度は、もう急いでしまいますが、やはり工事施行上の問題であります。先ほどの代替措置の必要性の中に、ワンパッケージとして縦穴区画を十分にしろという要求が消防庁から代案として出ているのですけれども、これに対して建設省営繕部長さん、いかがでございましょう。それらは一体簡単にできるんでございませうか。

○上山説明員　縦穴の区画は、これは上層階に火が及ばないというための措置でありましようと考えますが、鉄筋コンクリート造、耐火構造の場合には、これは段階回りを耐火材料で囲み、さらに防火戸をつけるというようなことで十分措置できる問題だと考えます。

なお、最近のエアコンがついております建物につきましては、エアコンのダクト自身がいわゆる上層階ともつながり、あるいは隣の部屋ともつながっておるというようなこともございまして、これは煙感知器と連動するダンパー等をつけないとその効果は発揮できないと思いますが、これも技術的にそれほどむずかしいことではないと考えます。

○大野（市）委員　いまの場合でお聞きすると二つあって、縦穴というけれども、空調関係のダンパーをつけることは、比較的古い建物につける場合でもできるだろう。で、それ以外の縦穴のことは相当むずかしいというふうにお聞きしましたが、そうですが。

○上山説明員　私、ちょっと意味を取り違えておりまして、この縦穴の区画ということであれば、これは階段回りの措置は大体従来の建物もそのようになってございまして、あらためてたいした措置にはならないと考えます。

それからダンパーにつきましても、あるいは小さな配管用のシャフトが上につながってございますが、こういうものがもし開口部がございましたら、それに鉄扉を取りつけるというようなことで、経済的にそれほど大きな負担ではないと考えております。

○大野（市）委員 わかりました。この点がわからなかったものでお聞きしたわけです。まあこれは一つの代案としてお出しになっておるが、先ほどの原理で施工が困難かどうか。まあ、費用はそうかからないというお話でありましたが、施工が困難かどうかという問題で、現場で施工にあたって、一ぺん命令が出ちゃうという、それはもう困難であろうと何だっぴっくり返して、壁をほじりあけてそこをやれというようなことを言いかねないのが法律で出た場合の姿なんです。国民はそういう目にあっているもんだから、それはほんとうに冗談じゃない。誘導灯をつけよという場合、平屋建てで庭があれば、どの窓からも飛び出せたほうが安全なんです。どの窓からも飛び出せて安全なんだから、誘導灯だっぴっくり何だっぴっくり要らないじゃないかと言ったら、規則ができました、誘導灯をつけろ。そんなものについて行ったら、煙にまかれてしまうかもしれないようなものをつけざるを得ないのです。私はわかりますよ、一ぺん令で出ればするのがほんとうでしょうから。しかし、それがやはり政治不信につながるのです。だから私どもは、立法府の域を脱して、中身までどうするんだということでない、みだりに何でもようございませぬと言えないという気持ちで質問をしておるのであります。

いまの縦穴の問題も、どんな程度にむずかしいか。むずかしかったら、そのときは、やはり施工上の問題ですから、無理じいはなさらぬということをお約束できますな。

○佐々木政府委員 ただいまの縦穴区画の問題それからダクトのダンパーの問題は、これは建築基準法の改正によりまして同様に遡及適用するということになっておるわけでありませぬ。

それで、特に消防の観点から見ますという、この階段区画が最も私どもは重要な区画であるというふうにお考えをしておきまして、これは縦穴部分の中でも最も面積が大きい部分であり、しかもまた避難の場合には、避難者の有効な避難通路になるという意味におきまして、この階段区画の縦穴区画というものはできるだけ嚴重にやっつけていただきたいというふうにお考えをしておきませぬ。この点は、先ほどから出ております代替措置との関連におきまして、その建物の実態に応じて、建築の当局とも十分打ち合わせをしながら、消防の観点からも、今後の対策として最も有効な方法として考えていきたいというふうにお考えをしておきませぬ。

○大野（市）委員 これで、防火区画をするというワンセットの代替設備に対しての問答、質疑応答をさせていただきましたが、同時に、第二の代替案として消防当局がお示しになった一つに、側壁に閉鎖型スプリンクラーを設備したらどうかという御提案がありました。

これは関係対象物の機関の代表者が検討した結果、経済性においては同じような費用がかかるので、これはスプリンクラーを代替する要件としてはいただけないというような意向でございましたので、この点は問答に触れません。

そして第三の代替案として避難区画の問題を御提案いただきましたので、その問題に対して質疑をいたしますが、これは要するに、各フロアごとに設けられた連続バルコニーなどに直接面している部屋、そしてそのバルコニーなどには避難階段か避難用の器具が設けられておること、これは当然だろうと思ひまして、そういうものがあるかどうか。

その次にまた部屋の内装材の問題が同じように載って、難燃材か準難燃か不燃材を天井も壁も使わにやらぬというのがありますが、これは先ほど述べましたような理由で、ひとつ御撤去をいただきたい。

それから第四は、縦穴の区画を十分にというのはいまの御説明でわかりましたので、これはひとつケース・バイ・ケースで見えていただく。

それから、区画は四百平米以下ということで、避難区画の問題は人命尊重の意味からも絶対必要でありますので、これはそれらの受け入れの団体機関は、これは室内の内装材の問題をゆるめていただけるならばたいへん受け入れやすい代替案であるというような意向を持っておるようでございます。これは先ほど、難燃材の問題に対してはさらに検討するというお話でありますから、これ以上問答いたしません。

最後に問題は、こういう問題が残ったわけなんです。いままでは別むねであるかどうかということで坪数合算をする規定があつて、三十八年の九月二十一日に通達が出ておつて、廊下が何メートル離れていて、吹き抜けであればどうかというような通達で別むねをきめておりましたが、これはむしろそうでなくて、防火壁ではっきり区別をして、そして別むねだという判断ができるようにしていただけるならば、いわゆるスプリンクラーの適用に対する既存建物の義務というものはずっと楽になるだろう、こういうような問題がありますので、この点、防火壁などでひとつこの通達を変えていただくべきである、このように考えますが、どんなお考えですか。

○佐々木政府委員 これは一種の防火区画との関連もあるわけでありましてけれども、そうした区画について、面積の制限とどういう関連を持たせるかということにつきましては、さらに具体的に検討したいと思ひます。

○大野（市）委員 さらに具体的に検討と言われても、廊下でなくて、いわゆる防火壁で別むねを算定するという事柄は通達でやれることですから、行政当局はここでその言明が可能であればまた一步前進になるものだから、この法案を受け入れるについても非常に鮮明になるものだから申し上げているわけですから、願わくば、さらに検討でなくて、防火壁などでひとつ検討してみようという御答弁がいただけないでしょうか。

○佐々木政府委員 その点に関しましては、前向きで検討するつもりでございます。

○大野（市）委員 そこで今度は、**遡及適用の**、いわゆる別むねと同じ原理であります、あなたのほうの御査定では、**六千平米でいわゆるスプリンクラーの適用を制限するんだ**、六千平米以下であれば堂々と従来の建物でやれるものが、六千平米をこえたためにいろいろな経済的な負担があって、営業上の利益にならぬものだからこの経済性が出てくるわけで、それを差別しようということになるんだから、あなたのほうでは、総面積から、規則十三条のものを四百平米に直してそれを引いたものが六千平米以下であればこれは適用しない、スプリンクラーはつけなくてそのほかの防火対策で万全を期するというので、あらかじめ聞くというと部内では答えが返ってきたのですが、それが認められるとすれば、同じように代替物件で、その部分はそれでやってみようという代替物がありますね。そうしたら、総坪数から代替物を引いたものの坪数が六千平米以下なら、これも先ほどの規則十三条の規定と同じ意味で、通達ですから、わずかに限られた既存の建物だけの特例ですから、そういうふうにしていただけるのが理屈だと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木政府委員 代替措置につきましては、従来と同じように、総面積の計算から除外をするという方向で検討いたしております。

○大野（市）委員 したがいまして、三月五日の予算分科会でも御言明になった、木造部分がありました場合には、木造部分は別途の方法で防火の万全を期する対策をすでにお考えになっているんだから、それらのものも、規則十三条と同じような意味で、総坪数から引いて六千平米を計算していただく理屈になると思いますが、これもよろしゅうございますね。

○佐々木政府委員 その場合の渡り廊下等につきましては、完全に防火壁等によって遮断をされております場合には、いまと同じような扱いになると思います。

○大野（市）委員 最後に、複合用途の防火対象物の問題でありますが、これがたいへんやはり問題になりまして、千日ビルの火災であった例のようなのはほんとうに問題になりましたが、これの定義をつける場合には、いわゆる消防の管理上の統一が問題だったのだらうと思うのです。所有権の問題とか営業形態の問題もあったかもしれないけれども、要するに消防管理上の統一が欠けておったので、大騒ぎで人死にが出たのだらうと思いますので、この点、いまの場合だと、用途が二つ以上あるという複合建物だという法の内容になっているのですね。これが問題点がありまして、じゃどの程度で複合といわれてしまうか、また問題が出ているのですね。その辺の解釈がちょっと未熟のような気が、この法案を読んでいたものでありましたが、複合防火対象物というのを消防管理上統一性が保てておるならばなぜいいかという、御承知の協議機関がありますね。所有者が別であっても、一緒に協議

して消防の計画を立てるとかなんとかいう規定がいろいろありますね。ああいう規定があるくらいですから、消防の統制上一本化がしてあるならば防火上の第一の心配点が抜けると思うのですが、その点はどんな御配慮だったのでしょうか。

○佐々木政府委員 複合用途ビルの定義等につきましては、もう少しその内容を明確にしていく必要があるというふうに考えておりますけれども、通常、複合用途ビルの場合におきましては、その階層ごと、あるいは営業形態によりましては営業時間に非常に差がある。昼やっているところと夜営業しているところというふうなものがございまして、いまのように、防火管理体制におきまして協議会を設置するというようなことになりまして、現実の火災予防あるいは火災の際の危険度といったようなことを考えますというと、一般の単一目的の建物に比べると非常に危険性が高い、そうしてまた火災発生した場合の被害というものも非常に大きくなる例があるわけがございますので、そういう意味におきまして、この複合用途ビルにつきましては一般デパートと同じような、そうしてまた面積制限につきましてもデパートの半分といったようなことで、非常に厳重な規制をしていきたいというふうに考えておるわけでありまして。この点は、今回の消防法の改正におきましても、考え方としては、複合用途ビルは第一のグループに含めまして規制を厳重にしていきたいというふうに考えているわけがございます。

○大野(市)委員 そういう意味で、いまお話を聞きますと、その意味はよくわかるのです。その意味を生かす方法で、定義の分類ですね。それがただ二つ以上の用途といいますと、ほとんど入っちゃうのですね。だからその辺、法律の案文に書いてあるのは二つの用途以上というのですが、多少いわゆる千日ビルのような形態と違うのが、たとえば売店がある、喫茶店がある、食堂があるとかというようなものが、たとえばホテルなんかにはたくさんごらんになるとおりあるのですよ。あれがみな複合だということか、それとも千日ビルみたいなあんな間違いを起こすようなものであるのかどうか、ちょっとこれは疑点があるので、きょうは私はもう時間を一ぱいいただいて使い過ぎているから、これはほかの方々も御質問もあることと思いますので、これはひとつ御研究をいただいて、なお答えが出ない場合には再度ひとつこの問題は詰めさせていただくかもしれないので、留保させていただきたいと思いません。

最後に、罰則の問題で一つだけ聞いておきたい。これは法十八条に基づき、法四十四条九号で、みだりに自動火災報知機なんかをいたずらしてがしゃんとやったために、全館びりびりしてしまっ、どこで火災が起きたとって大騒ぎになる。そこで、警察官を呼んできてとつかまえてもらおうと思うけれども、警察官は、迷惑条例ぐらいしか使えないというような話で、なかなか摘発に乗り出してくれない。しかも、実際上はたびたびそういう事例が起きるために、オオカミ少年のような話になって、そこにつとめる従業者は、まただれかいたずらだろうというので、それらのものに感性が欠ける。しかもそれらのやからはのうの

うと罪をのがれて知らない顔である。しかもそのときの被害というものは、全員が驚いて右往左往するという状況がある。だからして、これは何か法がないだろうかと思たら、法四十四条の九号に、みだりにそれらのものを使用した場合には一万円以下の罰金、今度の法律では、「三万円以下の罰金又は拘留に処する。」という規定が見つかったので、これは、そこらの町中にある公の施設の火災報知機をぶち割っていたらした場合だけ罰するなどということではなくて、法に基づいて施設を命令された、そういう特殊な防火建築物の中の施設をそういう目にあわせた場合には、やはりその法が適用されるべきであると思いますが、その点に対しての自治省の見解を伺います。

○佐々木政府委員 現在の消防法第十八条の規定におきまして、「何人も、みだりに火災報知機、消火栓、」云々という規定があるわけでありまして、要するに消防用施設の乱用禁止の規定でございます。この規定は、本来この法律が制定されました段階におきましては、消防機関がその正当な活動をいたすにあたって、その妨げになることを禁止するということが立法されたわけでありまして、したがって、その場合の消防用設備というものは、消防機関の活動の用に供されるものである限り、公設のみならず私設のものも含めてその対象になるわけでありまして、ただ、それが直接に消防機関の活動の用に供されていないものについてはこの規定は適用がない。この立法当時における情勢から見ましてそういうふうに解釈され、現在までに至っておるわけでありまして、消防法の規定が次第に、私の建物におきましても消防用設備の設置が義務づけられる、規制をされるということになりまして、火災報知機等がそういう建物に設置をされるということは、やはり公共の目的のために、公共の安全を守っていくという立場において、いわば公の使命が付されてきておる。こういう観点から見ますならば、この第十八条の規定の解釈というものは、消防法の規定に基づいて設置を義務づけられているそうした火災報知機等についても同じように適用すべきではないだろうか、こういうことで、この点につきましていろいろ法制局等とも打ち合わせをいたしました結果、この第十八条の規定というものは、通常のデパートなりホテル、旅館等における消防設備についても同様に適用すべきであるというふうな結論になってまいりました。

ただ、この条文というものは昭和二十三年ごろの条文でございますので、その後消防用設備等についていろいろな新しい装置等が開発をされてきております。それらの規定がそこまで解釈を広げてまいりますと、いろいろ現実に即応しない面が出てまいります。これらについては、さらに将来の立法措置等を検討しなければならないだろうというふうに考えております。

○大野(市)委員 ちょっと最後が気に入らないのですが、これはこまかくちゃんと限定してあるのです。いわゆる火災報知機と消防の貯水設備、今度はスプリンクラーをやりますと貯水槽が要るのですよ。その貯水槽あたりをこわされたりする場合がないとは限らないの

であります。そういうような問題もあるし、設備は三つ限定しているのですよ。ですから、あなたが言うように、昭和二十三年以来、品物の中身は変わったけれども、外側の名前は変わってないのですよ。そうして、ただそれが、公の消防隊が方々へ配置したものが、今度企業体の中に公の命令で配置されるように延長されてきただけなんです。ですからその点は、そんな法の改正なんてめんどろな事じゃなくて、これでやらなければオオカミ少年になっちゃうのだから、これはひとつ、法制局からも来ていただいているので、法制局の法に対する見解を一度承っておきたいと思えます。

○茂串政府委員　ただいま消防庁長官のほうから、立法論を含めましてお答えをされたわけですが、私どもの立場で申しますと、あくまでも十八条一項のいわば冷たい解釈と申しますか、解釈論の立場でお答えを申し上げます。

もともと、この消防法十八条一項の趣旨でございますが、これは火災が発生いたしました場合に、消防機関がすみやかに出動して消火に当たることができるように配慮いたしますことのほかに、先生もちょっと御指摘になりましたように、いたずらに人心に不安を与えることを防止し、あるいはまた消防機関が誤認して出動することによる人的なあるいは物的な損失を防止するという見地に立ちまして、火災報知機等の消防用施設をみだりに使用したりあるいはまた損壊するというような行為を禁止しておるものと解されます。またこれにつきまして、この違反に対しましては、消防法の三十八条とか三十九条とかあるいは四十四条で罰則が設けられているわけでございます。そうして一般論としましては、先ほど消防庁長官も触れられましたように、第十七条の規定に基づきまして義務的に旅館あるいはデパートが設置しておりますところの火災報知機とか消火せんとかあるいは消防の用に供する貯水施設といったようなものはその対象になるというふうに考えておりますが、ただ、ちょっと御指摘のごございましたスプリンクラー設備の場合でございますと、これは現在掲げられておりますこの四つないしは五つの事項にはちょっと入りにくいのではないかなという感じを持っております。

○大野（市）委員　まあ、私はけっこうです。一番の被害があるのは自動火災報知機なんです。あれはプラスチックでできていて、げんこつで割ることができる。そうしてげんこつで割ったその上に指でボタンを押さなければならぬ設備になっているものをやるのですから、これを野放しにしておくというのは、国民生活に最もいけないことだろうと思えます。では、いまの見解で統一ができるならば非常に安寧秩序に益すると思えますので、けっこうだと思えます。

○佐々木政府委員　ただいま私が最後に申しましたのは、いま法制局のほうから申しあげましたように、散水設備等がこれから付加されてまいりますので、そういうものがまだないという意味におきまして、現行法の解釈としては先生御指摘のとおりだろうと思えますが、

今回の消防法の改正によりましてこうした散水設備等も義務設置になるわけでありますから、それらの追加が必要であろうということを申し上げたわけであります。

それからなお、複合用途ビルにつきまして御疑問があったわけでありますけれども、要するにホテル、旅館等の利用客が当然利用することを予想して設けられておりますところの食堂、売店というものは、病院の場合も同じでございますけれども、そうした付属施設になるわけでありまして、その場合には、用途が二つあるというふうな判断はいたさないわけがあります。これがホテルや何かと全く経営が別であって、そしてホテルの利用者とそのほかの用途に使われる部分の利用者とが全く別個の場合、これが複合用途ビルというふうに私どもは解釈しておるわけであります。

○大野（市）委員 わかりました。ありがとうございました。

昭和四十九年四月十一日（木曜日）

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君 理事 中村 弘海君

理事 村田敬次郎君 理事 佐藤 敬治君

理事 山本弥之助君

愛野興一郎君 大野 市郎君

片岡 清一君 亀山 孝一君

島田 安夫君 住 栄作君

武藤 嘉文君 井岡 大治君

細谷 治嘉君 多田 光雄君

林 百郎君 小濱 新次君

折小野良一君

出席国務大臣

自治大臣 町村 金五君

出席政府委員

自治政務次官 古屋 亨君

消防庁長官 佐々木喜久治君

消防庁次長 山田 滋君

委員外の出席者

通商産業省立地

公害局保安課長 鎌田 吉郎君

労働省労働基準

局安全衛生部安

全課長 野原 石松君

建設省住宅局建

築指導課長 佐藤 温君

消防庁安全救急

課長 矢筈野義郎君

地方行政委員会

調査室長 日原 正雄君

委員の異動

四月十日

辞任

補欠選任

愛野興一郎君 河本 敏夫君
島田 安夫君 江崎 真澄君

同日

辞任 補欠選任
江崎 真澄君 島田 安夫君
河本 敏夫君 愛野興一郎君

四月十日

地方自治法の一部を改正する法律案（三谷秀治
君外十名提出、衆法第二三号）

同日

地方公務員の定年制法制化反対等に関する請願
（荒木宏君紹介）（第四二四二号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第七
七号）

○伊能委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。佐藤敬治君。

○佐藤（敬）委員 今度の消防法の改正で非常にたくさんの資金が要るわけです。そのために、大都市の大きなところはいいけれども、地方の都市へいきますと、かなり大きな負担がかかりまして、それをはたして十分に販買の利益をもってカバーできるかどうか、こういうことに対して、地方のスーパーであるとかいろいろなそういうところはかなりの恐慌を感じているところが非常に多いわけです。これはこの間の自民党の方の質問でかなり明細に討議されておりますけれども、いまの状態、この間の討議を聞いておりますと、消防庁の方々が考えているものと、それから現実には業者があれを改装する場合の考え方といえますか、実際の経費といえますか、そういうものの間はかなり大きな差がある、こういうふうな感じを受けるのです。

それで、私はこのままもしこの消防法の改正がどんどんどんどん地方に実行されていきますと、おそらく地方のスーパーであるとかいろいろなああいう店というものはほとんどもう資金的に行き詰まってしまうのではないかと、こういう懸念を持っております。これは消防

序なり当局のほうでもこういう考えを持っておるわけで、スプリンクラーを早くつけなければいけないという予防のほうからの要請が非常にあったけれども、一方では非常に経費がかかるのでなかなかこれに踏み切れなかった。しかし、大洋デパートであるとか、ああいう問題が次から次へと起こってきたので今度ようやく踏み切った、こういうことであろうと思いますけれども、もしこのままで進んでいきますと、地方のデパート、スーパー、こういうものは、大手が進出していままででも非常に大きな影響を受けているのに、今度はこれの影響でもつて立っていけなくなる。そうしますと、勢いさらに大手のデパートであるとかスーパーであるとか、そういうものの傘下にどんどん、どんどん取り入れられて、いわば流通業界というものに非常に大きな影響がある、こういうふうに思うのです。そういう意味からいけば、いまの系列化がどんどん進んで、いわば寡占化が進んでいく、こういうような危険性が非常にあると思うのです。

こういう点に対してかなり配慮していかなければ、いま話しましたように寡占化であるとか、ああいう問題でかなり大きな問題が起きてくると思われまますけれども、こういう点について、いわば税制であるとかあるいは融資の面であるとか、いろいろな考え方があるようでありまますけれども、この改正法を見てみますと、税制に対する優遇措置というか、こういうのがないようでありまますが、税制に対しては何かありませんか。

○佐々木政府委員 税制の問題につきましては、別途租税特別措置法並びに地方税法の規定によりまして特別な措置がとられることになっております。これは、国税におきましては、この消防用設備につきましては三年、五年の期間内に設置したものにつきましては特別償却の制度がとられるということになっておるわけでございます。それから地方税の規定におきましては、不動産取得税におきまして消防設備につきましては課税標準から除外をする、こういう方式がとられておるわけでございます。

○佐藤（敬）委員 わかりました。

それから、これは三年間で実際にやるようなかっこうになりますけれども、いまのこれを見ておりますと、大体半分ぐらいしか低利の融資の対象にしてない、こういうことですが、かなりの大きな金額がかかるので、三年でこれをやるということは、非常に資力のあるところならいいけれども、地方のほうへ行くとこれはたいへんな負担だと思ふのです。この点をもう少し緩和できる方法がないかどうかです。

○佐々木政府委員 今回の消防用設備につきましてはの遡及にあたりましては、第一のグループと第二のグループ、二つに分けまして、三年、五年というふうにしておるわけでありまます。第一のグループが百貨店、地下街、複合用途ビル、この三つのグループでございまして、これが最も不特定多数人が出入りし、火災の危険あるいは火災による人命の危険がある、こういうことで、三年間の期間を置きまして設備を遡及適用させる、こういうことにいたして

おります。それから旅館、病院等の建物につきましては、不特定多数といたしましては、これはまたデパートなどとはだいぶ違った様相にございますので、これにつきましては五年間という期間を設けておるわけでありまして、そしてまた、特に旅館、病院というものは常時使用しているという状態にありますので、これは相当計画的に設置をしなければ工事がむずかしいというような事情もございまして、そういう意味で三年のグループと五年のグループに分けたということになるわけでございます。

それから、スプリンクラーの遡及適用にあたりましてどれだけの金がかかるかということになりますと、この適用対象になります建物の面積は、百貨店からホテル、旅館、病院等まで含めまして約五百万平米の建物でございます。五百万平米でございますので、これが一平米当たり一万円という計算をいたしますと約五百億の金が要するというふうなことになるわけでございます。一万二千元という計算をいたしますと約六百億の金が要するというふうになります。そして、その中で面積的に非常に大きいものは病院でございます。それからそれに次ぐものがホテル、旅館等でございます、百貨店、複合ビルというものは面積的にはそれほど大きくはない、こういうことでございまして、この面積も六千平米以上の建物、それから複合ビルの場合には三千平米以上の建物ということになりますので、対象は比較的限定されてくるであろうというふうに考えるわけでございます。

そして、これにつきましては、いま中小企業関係の各種の資金、それから本年から新しく開発銀行の資金がこうした防災設備につきましては融資を行なう、そして金利につきましても特別な金利を設けるということにいたしておりますので、計画的に設置をされます場合には資金的には大体まかなえるというふうに私どもは考えております。

それからまた、開銀等の融資にあたりましては、確かに御指摘のように開銀自体からの融資は二分の一融資でございますけれども、これには市中銀行からの協調融資が伴うということになっておりますので、まず資金は、それほど自己資金を必要としないで設置ができるものだというふうに考えておりますし、また各県におきましても、これらの国の政府機関の融資のほかに各県の単独融資というものがすでに相当数の県において準備をされておりますので、資金の面につきましては、企業の方々にもそれほど負担にならないような形で設置可能ではないだろうかというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤（敬）委員 非常にいいようですが、各県の補助の率を見ましてもほとんどたいしたことはないのですね。それからやはり、この間の大野先生の話のようになりかねない大きな負担になりますので、なおかつこれを一そう緩和できるような方法があれば、楽にできるような方法があれば、それをひとつ考えるように努力していただきたい。

それはそれでいいのですけれども、中に、劇場だとかああいう平屋建ての建物で六千平米以下は除かれる、こういうように書いてありますね。六千平米以下は除かれるのですが、六千平米というと坪にして二千坪ちょっと足らずですね。これはかなり大きなものですが、普通の劇場で六千平米以上の平屋建てのあれでひっかかる劇場はありますか。どの程

度になっていますか、状態は。

○佐々木政府委員 私どもの調べでは、いわゆる既存不適格になっております建物、劇場というものが全国で二十三ございます。その総延べ面積が十四万三千平方メートルということになっております。

○佐藤（敬）委員 具体的に、たとえば東京だとどこの劇場がかかりますか。

○佐々木政府委員 この調査の個票がございますとわかると思いますけれども、現在手持ちがございませぬので、また具体的にはその調査の基礎資料によりましてお知らせしたいと思ひます。

○佐藤（敬）委員 これは二千坪、六千平米というところかなり大きな劇場なんですね、たとえば劇場としましても。この大きなところにスプリンクラーを二万円ですと、六千平米ですと一億二千万円ぐらいかかるのです。ところが、普通のショーなんかやる、芝居をやるあいう劇場と違ひまして、ほんとうに映画なんかだけしかやらないような劇場になりますと、いままで非常にあぶないと思はれておった映写室は、完全に不燃のフィルムを使ひますし、何にも燃えるところがないのです。しかも入っている人たちというのはもう眠っているわけでもないし、びしっとして入っている。こういう状態を見ますと、たとえばぎりの六千平米だと思はしますと、一億数千万円をかけてスプリンクラーをつけるということは非常に経済価値から見てどうかと思はれますね、平家建てあるいは二階建てぐらいのものにそういう膨大な設備をするということは。むしろほかの設備でもってそれを強化して補うようにしたほうが経済的な結果から見ていいのではないか。

それでちょっと聞いたのですけれども、私らが映画を見に行きまして非常に不便に感ずるし、災害的な意味でこれは困るじゃないかなと思はれるのは、はねて出てくる時ですね。なかなか出てこられない、いすといすの間の通路が狭くて。むしろあいうところをもっと通路を広げてそしてどんどん出てくるようにする。平屋建てだとか、せいぜい中二階か二階程度の単独の建物であれば、開放口をもっとよけいにしたり通路をもっと広くしたり、あるいはまた火の出たところに直接ホースで水をかけるようにしたり、そういうふうにしたほうがかえって有効じゃないかという気がします。こういう点に関して消防庁と、なお建設省の人がいたらちょっとお聞きしたい。

○佐々木政府委員 劇場、映画館等におけるスプリンクラーの設置の問題でございませぬけれども、映画館の場合には、ただいま御指摘のとおり映写室というのはもう完全な防火構造になっております。いま劇場で最も危険な部分は何かといひますと舞台でございませぬ。劇場の火災というのは大体舞台から出ているという事例が多うございませぬ。スプリンクラーの

設備はこの舞台部分に設置をしてもらうということを考えておるわけでありまして。それから、大部分の面積を占めております客席の部分は大体吹き抜けで、天井高も相当ありますので、これはスプリンクラーをつけましても実際的な効果は期待できないことが多いわけでございます。劇場の場合には、ただいま申し上げましたように最も火災危険の多い舞台部分に限定をしてつけてもらう、こういう考え方でございます。

○佐藤（敬）委員 芝居をやるような舞台ですと、大体観客席の面積と舞台の面積とが、狭いところと同じぐらいあるのですね。小道具を置いたり、火事の危険性が非常に多い。ところが映画館なんかですと何もありませんね。そのうしろがすぐ道路なんです。こういうようなところでは舞台というものほとんどないから、事実上はつけなくてもいいような状態になるけれども、そういう場合はどういうふうに考えていますか。

○佐々木政府委員 通常、映画館の場合には平屋建てが多いだろうと思います。平屋建ての場合にはスプリンクラーの設置は義務づけておらないわけでありまして。といいますのは、避難というのが平屋建ての場合には非常に困難性がない。そういう意味で、平屋建ての映画館のような場合には遡及適用の対象から除外をしておるということになっておるわけでございます。

○佐藤（敬）委員 平屋建てと同じような考えで、せいぜい二階ぐらいしかないところがたくさんあるのですよ、中二階がついたり二階がついたりした程度のやつが。たとえば東京でいいますと日比谷映画劇場みたいなやつ、地下もなければ三階もない、一階と二階だけで、二階もずっと廊下みたいになって吹き抜けになっている。ああいうようなところになってきますと、二階だというので適用されるとやはりたいへんな金がかかると思うのですよ。二階建て程度のもので、ショーをやらない全くの映画館、こういうようなのはどうですか。

○佐々木政府委員 二階の場合には、その二階部分の面積が千五百平米以上という場合にスプリンクラー設備をつけてもらうということになるわけでございますから、二階部分で千五百平米といいますとこれまた相当大きい建物になりますので、通常の映画館等の場合にはまず、舞台もそれほどないわけでございますし、現実問題としては対象になるものはあまりないんじゃないだろうか。とにかく全国、劇場をさがしまして、二十三がいま不適合でございますので、これを具体的に名前をあげればもう少しわかりやすいかと思っておりますけれども、対象数はそういうことで非常に限られたものであるというふうに考えております。

○佐藤（敬）委員 その問題は終わります。

次に煙の問題を聞きたいのですけれども、いま火事で死者が非常に多い。負傷者は減っているけれども死者のほうは逆にふえているのですね。こういうのを見ますと、結局煙に巻か

れて死ぬのが一番多いわけです。ほとんどが窒息死だ。こういう場合に、煙の問題が今度の改正でも非常に重要視されなければいけないと思うのです。

煙が上に上がるのは秒速五メートルだし、横に流れるのも秒速一メートルだ。結局歩く速度より煙のほうがいずれにしても速い。最初の三分が勝負だ、こういうふうにいわれておるのですが、事実上三分や二分でのがれるということはできないと思うのですよ。現在つけられている排煙装置というものは、いろいろやっておるようだけれども、しかし実際の問題として、火事が起こった場合には煙で死ぬ人が非常に多い。私はこの場合、煙の感知器というものはまだまだ有効に働いてないし、また排煙装置というものも決して有効に働いてないと思うのです。現にこの間はこの委員会で新宿を見ました。しかし、あの三十センチ四方ぐらいの穴がぼつんぼつんとあいて、どれだけ強力なポンプであれを排気するのかわかりませんけれども、あれで実際に排気できるものかどうか非常に疑問に思うのです。その点についてひとつ解明していただきたいと思います。

○佐々木政府委員 ただいま御指摘のとおり、火災による死者の約半数というものが煙なりあるいは一酸化炭素中毒による死者ということになっておるわけでございまして、この煙の問題は実は私どもにとりまして非常に大きい問題でございます。

いま御指摘のとおり、防火対象物につきまして排煙装置をつけるということになっておりまして、それによってそれぞれ必要な排煙設備がつけられておるわけでありまして、これがいかなる場合においても完全に有効に働くかという点になりますと、まだ解明されておらない部分が相当あるということは、もう私ども率直に認めざるを得ないのでございます。いま消防のいろいろな技術面の解明の中で一番おくれておるのが煙の問題でございまして、消防研究所等におきましても重点的にこの煙の研究をしておるわけでありまして、できる限り早くそうした結論を得まして、この排煙につきましての設備の基準といったようなものをできるだけ早い機会に確立していきたいというふうに考えております。

○佐藤(敬)委員 この排煙の問題はやはり、いまお話がありましたようにビル火災では一番問題だと思うのです。私はこの間も見てきましたけれども、とてもあんな小さいもので、一度に燃え上がった煙を排除するなどということは私は不可能だと思うのです、地下街でも。一尺四方ぐらいの穴からどんな強力なあれをしても、人を助けるような排煙というのは私は不可能だと思う。

それからもう一つお聞きしたいのは、階段のところにダンパーがあつて、遮断するようになっていますね。縦穴を遮断する。あれには非常に疑問を持ったんですがね。あれを早く締めれば逃げられないし、おそく締めれば火や煙が回っていく。そういうものを一体だれがああいう操作をして締めるのか、この点をひとつお聞きしたいんです。

○佐々木政府委員 いま空調等についておりますタンパーは、煙感知器に連動してこれが

締められるということになるわけでございます。

○佐藤（敬）委員 その煙の感知器にダンパーが連動して締まるということになると、煙感知器に感知すればすぐすっと締まることでしょうか。そうなりますと、さっき言いましたように煙の速さというものは、上にのぼるのは一秒間に五メートルだということですね。人の逃げるのはとってもそんな速さで逃げられない。そうすると、煙に感知するとすぐダンパーが締まってしまうと、中にいる人は逃げられないのですよ。

○佐々木政府委員 ただいまのダンパーといいますのは、空調設備の中の仕切りでございます。先生いまおっしゃっておりますのはおそらく防火とびらのことじゃないかと思いますが、この防火とびらは、これも煙感知器等に連動して、途中まで締まる。そして人間が避難は十分できるように、途中で上の部分を間仕切りするというふうな装置になっているわけでございます。

○佐藤（敬）委員 二方だか三方から一時に締まってきて階段を遮断するようになっているでしょうか。あれは何に連動していますか。あれは、私の記憶ではたしか煙感知器に連動して下がるというふうに聞いていましたが……。

○佐々木政府委員 これも、いまの新しいものはすべて煙感知器に連動いたしております。それによって締まることになっていますが、あれには全部非常とびらがついております。そこで人は避難ができるということになっております。

○佐藤（敬）委員 非常とびらというと、あのシャッターの中にまたとびらがついているんですか。

○佐々木政府委員 はい。

○佐藤（敬）委員 ああそうですか。

それから、いつかの新聞に今津方式というのが出ておったですね。今津戦法というのが出ていました。煙を排除するのに、いままでのように締めないで、逆に空気を吹き込んでやる。それによって煙を流して、それから同時に、空気を吹き込んでやることによって、窒息しないように、こういう今津戦法というのが新聞に出ておる。私はこれを見て、非常にうまい方法だなと考えました。開口部さえ、窓さえ全部こわしておけば、空気を吹き込んでおったほうがかえっていいじゃないか、こういう感じがしますけれども、これはいままではどういふふうに評価されて、どういふふうなところまで進展していますか。

○佐々木政府委員 この問題は私どももただいまいろいろ検討いたしておりますけれども、煙という観点から見ますと、確かにその方式は一つの考え方であろうと思いますが、今度は火のほうから見ますと、空気が入ることによって火は非常によく燃える、その点の調整をどうしていくか、これが研究の課題でございまして、必ずしもその方式が常に有効だということにはならないのじゃないかと考えております。

○佐藤（敬）委員 わかりました。当然でしょう。火に油を注ぐようなものですから、空気を注げば燃えるにきまっています。だけれども、考え方としては非常におもしろいとは思いますが、それじゃ、密閉して煙をどんどん出せば助かるかというところを決して助からぬ。かえって死ぬのですよ。むしろ煙が充満しないように、早く煙を出してしまったほうが助かる率は多いかもしれません。煙の問題はこれでやめますけれども、ますますよい方法が出るように早急に十分検討してもらいたい。この問題が最大の問題だと私は考えております。

それから、地下街の問題でちょっとお聞きしたい。去年の夏に消防庁が地下街を特別査察したことがありますね。査察に合格したのは八重洲と池袋だけで、十一カ所査察したけれども二カ所しか合格しない、こういう報告が出ておりますけれども、その後これは合格するように改善されておりますか。

○佐々木政府委員 地下街につきましては、査察の結果非常に問題があったわけございまして、早急にその是正方を警告いたしまして、現在におきましては、現行法律のもとにおける消火設備あるいは防火管理体制という措置はとられていると聞いております。

○佐藤（敬）委員 私はあとからこれをお聞きしようと思っておりますけれども、長官でなくてもいいけれども、実際にやっているということをだれか確認していますか。

○矢筈野説明員 すでに建築されております地下街については、これを防災的にどう改修すべきかという点につきまして、建設省、消防庁その他の諸官庁の技術者、そのほか学者を交えまして基準を作成しております。その基準に基づきまして改修計画を逐次早急に進めるよう地方のほうへ通達を出す段階に来ておりますが、第一線のほうではすでに地下街改修計画というものを持っておりまして、一番あぶない対象物は地下街であるという認識に立ちまして、積極的に進めておる段階でございまして。

○佐藤（敬）委員 地下街に関しては、もう皆さん持っておると思いますが、私は新聞で読んだだけですが、大阪の防災会議の地下街等災害対策部会で、村上庭直さんという防災都市研究所の所長が出していますこれを見ましても、全くこのとおりだと思うのです。いまの地下街ぐらいたいへんあぶないものはない、こういうふうに思われます。この人が言っているには、現在の地下街はどういう災害が起こるか予測もできない。予測できて、計画できて、

その計画に従って行動するような状態になっていない。何が起こるかわからないからもうお手あげだ、こういうような発言をしておるのです。災害が起こるのにこんなに都合よくできている空間はない、そういうことまで言っておるのです。しかもなおかつ地下街がこれからどんどんできる傾向にあるわけです。

そこで、私は地下街などというものは将来的にもつくるべきじゃないと思う。災害の巣をわざわざつくっておるようなものだと思うのです。特にビルからビルにわたっていろいろな地下街をつくったりして、地下街が一つの町になってしまう。この間新宿サブナードを見ました。これは最新の理想的なものです。しかし、あれを災害的な見地で見ると身ぶるいがする。決して安全なものではないのです。ああいうものを都市の地下にクモの巣のように四通八達、つくるのでは、ほんとうに災害をつくるためにわざわざつくっているようなことになる、こういうふうを考えるのです。ああいう地下街は一切禁止する、やむを得ない地下鉄みたいところは別だけれども。そういう意思はありませんか。

○町村国務大臣　いまの佐藤委員のおっしゃること、私どもたいへんごもっともに思うのでありまして、実は今度の消防法の改正、あるいは建設省が所管いたします建築基準法の改正にあたりまして、何が一体一番そういう場合に危険かということを考えたときに、やはり地下街並びに大きなデパートが一番危険なんじゃないだろうか。したがって、これには相当きびしい対策をとるべきだ、こういうふうに私ども基本的には考えておるのでありますが、いまのお話のございました地下街は、確かにどうも完全な防火対策というものがなかなか容易にできない。しかも、一たび火事が出ましたならば、先ほどお話しの方煙ということが全くできないしかけになっておるわけです。

幸いなことにいままで地下街でそれほど大きな事件が起きておりませんが、ことしの春でありますか、韓国のソウルで小さな地下街でちょっと火事が出まして、実はある方の御指摘もございまして、消防庁の者を特にソウルに派遣してその実情を見させたのであります。たまたまそのときは地下街が開かれていない時間であったというために、死者の数はわりあいに少なかったのでありますけれども、もし人が一ぱい入っておるときに出たならば、ほんとうにこれはいつ然たるものがあるのではないか。

私どもも実は部内的には、そういった安全の見通しがつかない限りは、少なくとも将来は地下街というものの建築についてはむしろこれを取りやめるぐらいの方針をもって臨むべきではないかということで、目下消防庁にはその点の検討をさせており、消防上ほんとうに将来自信が持てないのならばいま言われたような態度をとるべきではないかということで、目下部内に検討させておる次第でございまして。

○佐藤（敬）委員　私は、ぜひ地下街の問題に対しては徹底的に研究して、ほんとうに自信が持てなかつたらやめさせるべきだ、こういうふうを考えます。

それから、もう一つお聞きしたいのですけれども、この前のお洋デパートでも、何べんも

警告しておるが、しかしそれが何も聞き入れられないでああいう災害が起きておるわけですね。新聞を見ますと、これは私の地元の秋田市の消防本部が調べたのがあるのですけれども、こういうような状態があるのです。防火管理者を設置していないビルが六百四十三棟中二百三十三棟、消防計画を立案していない建物は五百十五棟中半数以上の三百六十一棟、さらに消火器すら設備していないビルが九十二棟、非常警報装置を設備していないのが二百五十九棟もあった。こういうふうに市の消防本部が非常に危険な状態と指摘する建物は、雑居ビル、病院、キャバレー、デパート、マーケット、旅館、ホテルなど約八十カ所に及んでいる。こういうふうな報告を出しておるのです。

ところがこういうものが、幾ら警告して、やれと言ってもやらないで、いつまでも同じような状態にあるわけです。私はこの前の質問のときも言いましたけれども、幾らやれやれと言ってもやらなくても、結局これを罰することができない。今度は罰則があるようですが、罰することができないし、やろうともしない。いままで、防火設備を完備しない、こういう違反者を告発した例というものがありますか。

○佐々木政府委員 現行消防法の第五条の規定におきまして、防火対象物につきましては、必要なその防火管理体制がとられておらない、あるいは必要な消火設備がつけられておらないというような場合に、その防火対象物についての改修の命令あるいは使用禁止、使用停止、使用制限というような措置がとれることになっておるわけでございます。この第五条の規定によりましていろいろな措置命令を出しておるわけでありましたが、これが昭和四十七年の実績では八百三十七件でございます。そのうちで使用について禁止、使用停止等の措置を講じたものが三十七件、あるいは工事の中止を命じたものが百十一件というようなことになっておるわけでございます。

告発の件数はちょっといま正確な数字を持ち合わせてございませんけれども、二十件ないし三十件程度の告発が行なわれておるといふふうに考えております。

○佐藤（敬）委員 昨年、東京消防庁が都内のビル、デパートなどについて査察を行なった結果によると、現行法に照らして違反でないものはわずか一八%、他の八二%は違反だ、こういうふうにも書いてありますね。ところが、いまあなたは二十件ないし三十件告発をしたのがあると言うけれども、これは去年の十二月一日の東京新聞ですよ、これにこういうふうにも書いてあるのです。「これまで全国の消防当局はせいぜい警告書や勧告書を渡すのが関の山。この程度では業者には痛くもかゆくもない。熊本市消防局に限らず、全国の消防当局で消防法の制裁規定を生かし、防火設備を完備しない違反者を告発した前例が一度もない（東京消防庁査察課）」こういうふうにもちゃんと書いてあるのですよ。あなたは二十件も三十件もあると言うけれども、こっちを見ると一件もないというのですよ。どうです、この差は。私はないほうが正しいのじゃないかと思いたすがね。

○佐々木政府委員 告発につきましては、東京消防庁におきましても告発件数は数件あるはずでございます。一件もないということはありません。

○佐藤(敬)委員 私はこの前も指摘しましたように、たとえば熊本のあれのように百何人も人が死んだ、だれも責任をとる人がいないのですよ。江崎さんのときの話だから大臣はわからないかもしれませんが、あれだけの人が死んで、直接の消防である市町村の自治体消防、これはまことに力が微々たるもので、とてもあれをどんどん押えつくれるだけの力がない。県もない。おれたちには責任はないと逆陳情をしているような状態。国も何にもない。人が死んでいるのにだれも責任をとる人は一人もいないのです。こういうような無責任な体制というものが、千日ビルのああいいう火災があって、今度は気をつける、今度は気をつけると幾ら言っても再び大洋デパートのようなああいいう災害を起こしている原因だと私は思うのです。その原因の一つはやはりここだと思うのですよ。悪かったら処罰するぐらいのきちんとした態度をとらないから、どうでもいいと思っているから結局何にも生かされないし、そしてまた、どうでもいいと思っているから何か問題があってもだれも責任をとらないのですよ。こういう無責任な体制というものが消防にあるから、いろいろな災害が起きるけれどもいつまでも同じことを繰り返して、教訓になって次に生かされていっていないのですよね。この体制をひとつ、何か一つ事故があったらそれが次の教訓に、二度と繰り返さないような重大な教訓となって生かされていくような、こういう責任のある体制をひとつとるように、大臣、心がけて進めていただきたいと思っておりますけれども。

○町村国務大臣 いかにも消防法を精密に、しかもやかましく規定を改正いたしましても、実際にこれが励行されないということになれば、絵にかいたぼたもちのようなかっこうになってしまうことは間違いございません。

どうも、いま、重大な失態を演じて人命をそこなうというようなところまで至ったものに対しても、告発をしてその責任を追及するということがほとんどいままで行なわれていないのじゃないかという御指摘でございます。まあ、事務当局のお答えではいままでに二、三十件あった、こういうふうなことでございますけれども、どうも私ども、その点は必ずしもそういった点が励行されていないような感じがいたします。

なぜ一体現在の自治消防組織ではそういうことがやれないのかというところに、実は基本的に検討を加えなければならぬ問題があるんじゃないか。したがって、その問題に対しては、今度の改正では必ずしも明確に前進をさせるようなことがあるいはできていないのではないかと、私はこう思うのでありますけれども、少なくともやはりそういった点も今後はさらに検討をしなければいけないのではないかと。今度の改正では、私ちょっと聞いたところによりますと、少なくとも建物の所有者と申しましうか、経営者に防火管理の責任をしょわせる。いままではほとんど責任をしょえないような者をただ形だけ防火管理者に任命をしておる。それにかりに消防署がやかましくきびしく申し入れをいたしましても、それは、会

社の経営者のところへそれを伝えても相手にされていなかったというふうなことがしばしばあったということも聞いておるわけでごさいます、そういった点は、私はやはり一面において、規定を厳格にするだけでなく、そういった筋の通る体制を今後ともさらにひとつ検討をし、実現をするということが必要ではないかという感じがいたすのでありまして、その点は今後のひとつ重大な課題として、消防庁当局にさらにひとつ十分な検討をさせるということにいたしたいと思えます。

○佐藤(敬)委員 ぜひひとつその点は責任体制をはっきりするように考えていただきたいと思うのです。

それで、次に移りますけれども、大洋デパートのときの「客と従業員の行動調査」をしたのが京都大学の堀内研究室から出されていますね。この場合に、私はこれを見まして非常にびっくりしましたのですけれども、この従業員がほとんど何をしたらいいかわからないという、そして何にもしないでみな逃げ回っている、こういうような結果がこの調査にあらわれておりますね。火事になったとき一体あなた方は何をしたら、こういうような調査なんですけれども、「一一九番への急報者ゼロ、非常ベルを押した者もゼロ、従業員は従業員階段へ、客は中央階段へ殺到、三分の一の人は何をしたらいいかわからなかった」こういうような結果を出して、従業員の四〇%近くがすぐ逃げ出した。「火事と知った時、「何をしたらいいかわからなかった」客一九%、従業員四一%」こういうふうに、従業員から何からほとんど全く客をほったらかして、ただ逃げている、こういうあれがあるのですね。消防署へ連絡しようとした、非常ベルを押そうとした、こういう従業員は、あの調査を見ますと一人もいないのですね。

こういうようなことを見ますと、これは従業員教育というものが非常に大切だと思うのです。ただ設備をつくっただけでは何にもならぬ。これを活用する従業員の教育が非常に大切だと思うのです。ベルも鳴らさなければ、一一九番に教えようとした従業員が一人もいない。みんな逃げちゃった。これではどうにもならぬのです。

私は、この間も地行で新宿に調べに行きましたときに、非常にうまいしるしをつけて、腕章を巻いてあちこちのかどに立っておった。私はあれはあれで、おかしいなと思ってきたんですが、はしなくも私はテレビを見て、あれが非常にうそだということがわかったのです。というのは、テレビのフィルムをとった記者の連中はわれわれよりももっと先に行っているのですね。そしてあの中を全部写真をとっておるものだから、初めてここへ腕章をつけたり、ぼくらが行く十分か二十分ぐらい前に標識をつけたりしているわけです。あれはいつもああしてつけているのじゃないのです。国会から調査に行くというので、その三十分ぐらい前にみんなつけたりこうやっているのです。私はあとからテレビを見て、それで知りました。あれは常時の体制じゃないのです。ただあれを見てきてわれわれは感心したような顔をしているけれども、おそらくふだんは何の準備もないと私は思います。これはどういうふうに思えますか。

○佐々木政府委員 大洋デパートの場合は、御指摘のとおり消防設備の面におきましても全く欠陥のあったデパートであり、そしてまた従業員の訓練と申しますか、消防計画の実施ということも行なわれておられないデパートだったわけでございます。したがって、火災に際して客の避難誘導というようなものが非常に欠けておったという点は御指摘のとおりでございます。

そういう意味におきまして、今回消防法の改正が行なわれるわけでございますけれども、これを実際に十分に活用していくということは、やはり消防計画を的確に設定をし、それに基づく訓練を実施するということがきわめて肝要なことであるというふうに考えております。この点は私ども今後重点的に、そういう方向での指導を行なってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

ちょうど大洋デパートから一週間ばかりあとに火災が発生いたしました館山のいとう屋デパートというのは、そういう意味での訓練は相当行き届いておった、そのために客の避難誘導がほぼ完全に行なわれた、こういう事例も、非常に対照的でありますけれども、出たわけでございます、私どもとしましては、今後消防法にいわば魂を入れるというつもりで、消防計画の実施、人の面の訓練ということについて重点的な指導を行なってまいりたいというふうに考えております。

○佐藤（敬）委員 新宿の伊勢丹でしたかな、黄色いプラスチックのやつで、矢じるしで、「非常口」と書いたのを天井のところへつるしておったのですが、あんなのなんか全然問題にならぬと思うのです。あちこちに赤いやつや黄色いやつがたくさんぶら下がっているのに、あれ一つ、赤いやつだって、火事だというときにだれも見ない。全く形式的なんです。ああいう点の根本をきちっとたたき直してやらないと、ただ形式的にああいうのをぶら下げたり、いろいろなものをつくったって、私は何にもならぬと思うのですよ。根本はやはりこういう従業員の訓練なり、あるいはお客に来る人の心がまえなりをきちっと教育しておかないと災害は絶えないと思いますよ。

それで、同じ京大の堀内研究室で発表しているのでは、見るよりも耳に入ってくるほうがずっと誘導価値がある、こういうような研究発表を出しておるのです。これはたまたま暮れの三十一日に京都の丸物ですか、ここの火事的时候もこういうあれが報告されている。従業員が笛を吹いてお客を誘導した、それが非常に効果があったということをおっしゃるのです。私もそう思うのですよ。火事だといって目がくらんでしまって、どこへ走っていかばいいかわからない人が、あんなに小さい色のついたのを見て、非常口だといってそっちのほうへ走っていくことはおそらく不可能だと私は思う。元来的に言うと、明るいところへ走っていくと言っていますね。窓のほうへみんな走っていく、こう言っていますよ。それから直接耳に入ってくるような誘導装置、笛でもよければスピーカーでもいいし、たとえばサイレンをそっちのほうから鳴らすとか、何かしらそういう誘導装置を考えることが非常に有

効ではないかと思って、私はあれを見て考えましたけれども、そういう点もひとつ考えてもいいんじゃないかと思います。

それに関連しまして、私は、従業員の教育というようなものの考え方をもっと拡充して、何万人という人が入っているような建物、ビルだとか百貨店だとか、ああいう特別大きなものには、町のあれではなくて、専門の消防隊をつくるべきだと思います。これは勧告にも出ていますね、消防隊をつくりなさいと。私は当然これはつくらなければいかぬと思いますよ。

というのは、人口の点から見ますとたいへんな人口なんですね。デパートなんか、従業員はどのぐらいいるかわかりませんが、デパートには何千人といえると思うのです、三越なり高島屋なりああいうところへ行きますと。そして、この前もちょっとここで検討しましたが、二万人ぐらい入っているのじゃないか。そうしますと、五千人の従業員がいると二万五千の町と同じなんですね。

この間新宿の副都心センターができましたね。あれなんか見ますとたいへんなものですね。京王プラザだとか住友ビル、今度三井ビルができてくる、こういうふうになってきますと、常時従業員だけで四万人いる。お客の出入りで三十万人、これはちょっとした中都市なんですよ。それから池袋の東京拘置所あとに新都市センターがつくろうとしているやつ、あれなんかもたいへんなんです。あれはたった一つのビルで一日に三十万人ぐらい、浦和市ぐらいの人間が動くだろう。九千台の駐車場があって、三十万人ぐらいの人間が動いて、水は九千トン使う、ごみは四千トン出る。たいへんなものです。あれだけでちょっとした地方の中都市ぐらいなんです。

そうなりますと、東京都だけでの消防力にたよっているというのは怠慢だと私は思う。これは当然、私は専門の独立の消防隊というものを組織しなければいかぬと思いますよ。一体人口三万ぐらいの都市ですとどのぐらいの消防力が必要ですか。——わからなければいいです。これはちゃんと規格があるでしょうから、あとでひとつ教えてください。

私は、一つでもってそれだけ大きな、あるいは限られた地域でもってそれだけの人口が集中するとなれば、当然消防力を持たなければいかぬ。そして、町の場合は広さがありますよ。だから逃げる場所がある。しかしああいう高層のビルになってまいりますと逃げる場所がない。死ぬしか手がない。だから専門の消防をつくってそして、高さに従って、十階に一つぐらいずつ分遣所を置くべきだと思う。そしてそこで専門に指導すべきだと思いますよ。従業員に幾ら教育しても、ああいう若い人に腕章巻かしてあそこに立たせておいたぐらいでは何の効果もないと私は思う。やはり専門の消防隊をつくって、そして、デパートなんかだったら各階ごとでもいいし二階に一つでもいいし、置いて、そしてその隊員というものの行動は、消防署に属さして常時指導して行動させるとか、何かそういうふうな方法をしないといけないと私は思う。単に防火管理者を置いて、形式的に腕章を巻かしてあそこに立っておかせたって、私は何の効果もないと思いますが、この点はどうです。

○佐々木政府委員 現在、デパートにおける消防組織として自衛消防組織を行政指導で行

なわせているわけでございまして、大体専任の職員も幾らかは置いておるとというのが現状でございますが、この点につきましてはさらに私どもも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

現在の消防設備の考え方は、デパートにおける火災発生の際には、まずお客の避難誘導を第一にする、従業員は避難誘導にまず専心をする。そして初期消火の点につきましては、スプリンクラー等の設備によって初期消火を行なうというのを現在基本にしている消防法の規定をつくっているわけでありまして、さらに、御指摘のような自衛消防組織というものを石油工場等と同じような方式で置くのがいいかどうかという点につきまして、さらに検討をしていきたいというふうに思っております。

○佐藤(敬)委員 当然そういうものはつくるべきだし、さらにああいう超高層のものになってきますと、普通の消防でない、特殊な消防の道具が要りますよね。そういうものに対しても受益者として負担させるべきだと私は思う。たいへんな経費と労力がああいうものに対して必要だと私は思います。だから、その点はひとつ十分検討してもらいたいと思います。

その超高層のビルの問題についてお聞きしたいのですが、この前の例のサンパウロのビル火災がありますね。もう逃げるところがなくて飛びおりて死んでしまった、こういうような、何というか、聞くだけでもぞっとする悲惨な例が述べられております。これはもうほんとうに悲惨という一語に尽きるような、たいへんな、地獄みたいな状況を呈しております。

この間、港区にもはしごが届かない火事がありましたですね。あれは森永ブラザビルで火事があって、はしごが届かなくてだいぶ騒いだ、届かない届かないと言って。そのときの新聞の、これは四月五日の日経ですが、「救出不能一万を超す 都内のビル」と、こういう見出しで書いてあるのですが、はしご車が届かないビルは超高層を含め実に一万三千三百もある、こういうふうに書いてあるのです。はしごが届かない上のビルの問題をどうしますかと言ってこの間私が聞きましたら、あの中で特に消防力を強化して、自前で始末してしまうしかしかたがありません、こういうような考え方だったのですね。

ところが、いまの状態、幾ら防備を嚴重にしても火事が出ないという保証は私はないと思う、大火にならないという保証は。そのとき助ける方法というものが全然ないのですね。これは私はやはり人道問題だと思うのですよ。あの上に上がりたくて上がっているのじゃないのです。働き場所だものだからもうしようがなくて上がっているのです。もしあれが火事になって下からやられたら、助ける方法が一つもないのですよ。それをただ中で助かってくださいと言ってほっぼらかしておけるかどうか。

私は、ああいう高い建物を建てること自体が非常に非人道主義的な、ヒューマニスティックでない考えだと思うのですよ。ニューヨークに双子ビルがありますね。あれの報告を見ますと、だんだん高くなっていくので、机を窓ぎわからだんだん離していくというのです。自然的な恐怖を感じているのですね。そうして窓を、なるべく開口部を小さくして、外が見え

なくなるようにしている。高いということがそれ自体でヒューマニズムに反して、恐怖があるのですよ。それを上がったまま、下が火事になっておりられないでそのまま死んでしまわなければいけないということは、私は人道に反すると思うのです。救出する方法がなかったら建てるべきじゃないと思う。この点、どう思いますか。建設省の人にちょっと聞きたいのです。

○佐藤説明員 超高層ビルにつきましては、防災的な面から私どもも建築的には一番重要視をいたしまして、事故の場合に安全に避難できるということを最重点に考えております。超高層の場合、特に防災計画書を提出させまして、それによりまして、避難の時間計算、それから避難施設等をきびしくチェックをいたしてまいっております。

おっしゃるように、超高層のビルを建てるのがいいか悪いかという問題でございませけれども、これは土地利用等、いろいろな問題がありまして、にわかには即断ができない問題でなかろうか、かように考えております。

○町村国務大臣 建築の基準の問題は、これを建設省所管の仕事であるということは言うまでもございませぬ。しかし、いま御指摘のございましたように、いまのあの超高層ビルで万一火事が起きた場合に万全な避難のできるようなしかけ、あるいは火事を自然にあの中ですべてとめてしまつて、局限して、大火にならないようにまで防火の問題あるいは消火の問題もでき上がっているかどうかということについては、私も実は非常な疑問を持っておりますが、建築を認めております現在の建築基準法では、一応安全だ、だいじょうぶだという判断のもとにおそらくああいうものが許可されているわけだと思ひます。

しかし災害は、われわれが予期しないような災害が起こり得るということを考えてみますと、最近特に消防機械が全く届かないような超高層のビルが盛んにできておるといふ問題について、われわれ消防の責任を持つものの立場が、従来はたしてああいう建築に対しての程度一体発言をし、その安全を期するということに努力をしていたかどうかということについては、なお私ども十分反省する必要があるのじゃないかという感じを深くいたしておりますので、先ほど私がちょっと申し上げました地下街の問題、それからこの超高層ビルの問題については、人命の安全を確保するという立場から、私どもひとつ根本的な検討を加えまして、こういった問題に対して遺憾のないような対策を講ずるといふ考え方をさらに深く真剣に講じていくべきではないか、講じてまいりたい、私はこう考えております。

○佐藤(敬)委員 この問題は、上のほうが安全に消せるような状態の消防の施設ができるならば下のほうだって消せるのですよ。下のほうが消せないということは上のほうも消せないということなんだ。だから、はしご車が届かない上のほうだけが完全に消えて、はしご車の届くほうが消えませぬという、そういう論理は成り立たないのですよ。上のほうをちゃんと消すような設備ができるならば、下のほうもそれと同じようにやれば火事は起こらな

いのです。そんな、上のほうだけ起こらないということはない。必ず上だって火事が起きる可能性が十分あると思うのです。そうすると火事が起きた場合には、はしご車の届かない上の超高層のほうは助ける方法がないということ、こういう状態というものは考えなければだめだ。

いま建設省の課長さんからちょっとお話がありましたけれども、土地代の関係でどっちがいいかわからないと言う。これははしなくもそのとおりだと思う。あれを建てるということは経済性の問題だけで考えているのです。高く建てれば土地が狭くても済むのだ、これだけしか考えないからああいう非人間的な建物ができてくると私は思いますよ。人間を上げておいて、助けることができない状態にしておく、ああいう建物は建てるべきじゃないのですよ。これはほんとうに人道に反しますよ。上がる人は、そこへ行かなければ給料がもらえないから上がっていくのです。二階へ上げてはしごをおろすというが、まさにそのとおりなんです。助ける方法がなくて人間を上げておく、そういうばかな方法が一体ありますか。これは嚴重に、人道上からも文句を言わなければだめだと思いますよ。だけれども現実にはどんどん建っています。

これを助ける方法が一体ないかあるか。現実の問題から考えてみますと、これを助ける方法というのはヘリコプターしかないのですよ。ところが、このいろいろな事例を見ますと、大洋デパートの場合ではそうだし、サンパウロのビルの火災でもそうだし、下から火がどんどん燃えていく。あの火の勢いが十分か何ぼかたてば千度をこすというたいへんなエネルギーなんです。だから、上にヘリコプターが着陸もできない、近づけない。唯一の頼みのヘリコプターが近づけなければ、ほんとうにあとはあのサンパウロみたいに飛びおりるしかしかたがない。あの霞ヶ関ビルの屋上からだれかが飛びおりる状態を想像してごらん下さいよ。これは地獄ですよ。こんな状態が単なる地代の問題、経済的な問題で許されていいはずはないですよ。

だから、何かそういう方法がないかと思って考えてみましたが、ヘリコプターを使うしか当面方法がない。あのヘリコプターを火に近づけるような、耐火ヘリコプターというものをつくるような考えはありませんか。火の中でも行って助けてくれる、こういうようなヘリコプターを早急に開発してつくるべきだ。こういうふうにとんできていて、助けられないビルが一万三千もあるのですよ。こういう方法はどうか。

○佐々木政府委員　まず、東京都においてははしご車の使えないビルというのは、確かに御指摘のとおり超高層のビルというものもございましてけれども、東京都においての一番大きい問題は、道路幅の関係ではしご車が使えない。それからまた路上にあります電線、高圧線、この関係ではしご車が使えないというものが相当たくさんあるわけでございます。この点はもう少し東京都の都市計画の面においてその辺の配慮を十分やっていただかなければ、このはしご車の問題はなかなか解決しないということになるわけでございます。

それから超高層ビルの場合における火災の問題でございますけれども、ともかく現在の

建築基準法によって、超高層ビルにおきましては相当嚴重な防火区画が設定をされておるわけでありまして、これによって百平米ないし五百平米の防火区画というものをつくって、火災をこの区画の中に局限していくという方式がとられておるわけでありまして、それからまた避難にあたりましては、屋内非常階段というものを相当数の設置が義務づけられておるわけでありまして、確かに、火災になりました場合にどうやって避難をするかという点につきましては、そうした非常階段を利用するという以外に方法はないわけでありまして、そうした保安体制というものは相当嚴重に考えられておる。この点は、現在の超高層ビルは、サンパウロにおいて起きたような状況にはならないであろうというふうに私どもは考えておるわけでありまして。

それからヘリコプターの問題は、耐火性という問題よりは、大洋デパートの場合には一番問題になったわけでありまして、気流の問題でどうしても近づけなかった、こういう問題がございます。まだこのヘリコプターの技術的な関係を私どもよくわかりませんが、火災の際にはどうしても熱によって上昇気流が非常に出てまいります、それで近づけない、こういう問題がございますので、いろいろな技術関係のほうとも相談をいたします。ヘリコプターの救助体制についていろいろ東京消防庁等でも検討しておりますが、そうした気流の問題、さらにまた屋上にいろいろなものがある。たとえばテレビ受信のためのテレビ塔、この辺がヘリコプターの操縦上も非常に問題があるということもございまして、いまヘリコプターについての技術的な関係はいろいろ検討しておるところでございます。

○佐藤(敬)委員　　そういう、テレビを見るよりは命のほうが大事なんですよ。テレビの受信装置があってヘリコプターが近づけないなんという、そんな子供の論理みたいなことが国会で論議されているなんというのはナンセンスですよ。テレビを見るのが大事なのか命が大事なのか、こんなことを考えたって問題にならぬのですよ。そんなもの、ヘリコプターが近づくと邪魔だったら全部取り払ったほうがいいんですよ。テレビなんかどこでも見れるのです。大体そんなことが私は非常に怠慢だと思いますよ。

気流、気流と言うけれども、最初から、超高層ビルでは屋上に逃げなさい、屋上に逃げればヘリコプターが行って助けますよ、そういう体制がきちっと整っておるならば、もっと助ける方法があると思うんですよ。あんなものすごい火事にならないうちに、すぐヘリコプターが出動して、屋上に逃げた者は全部助けるとか、何か方法があると思う。絶対に行けないものじゃないと思うのですよ。だからヘリコプターの救助体制にも、そういう何かレンジャー部隊みたいなものを常時設備しておいて、それによる救助の方法を考える、こういうことをすれば、もっと助かると思うんですよ。あんな高い、地上二百メートル、三百メートルのところに行きますと、飛行機に乗っていると同じですよ。もしあれでしたら、戦闘機からの脱出装置がありますね、パラシュートをしょった、ああいうのも火事になったらすぐそこに持っていかして、脱出装置でもつけておいて逃げるとか、金がかかってもいいから何か特別な装置をやらないと、ほんとうに私は人道問題だと思いますよ。こういうような脱出の方

法というものは、悪い面はもちろん考えなければいかぬけれども、もっと積極的に助ける方法を考えるべきだと思う。

それからもう一つは、そういうものが開発されない以上は、ああいうでたために高いものは私はつくるべきじゃないと思いますよ。これは地価の問題じゃないのです。もう一ぺんそれを、大臣でもいいし、どなたでもいいですが、御答弁を……。

○佐々木政府委員 ただいまのヘリコプターによる救出の問題、これはいろいろ技術的な面、それから建物の大きさ、ヘリポートの設置の問題ということで、いまいろいろ大都市の消防当局においても検討しているところでございまして、できる限りこうしたヘリコプターの利用による救助体制というものも確立していきたいというふうに考えております。確かに御指摘のとおり、大きい建物が非常に短い時間の中に大火災にまで成長していくということは、いまの建築材料等から見まして考えられないわけでありまして、相当の時間的な余裕もあるわけでありまして、そういう消防体制というものを考えてみますというと、まず現在の建物で、サンパウロにおいての非常に悲惨な事件のような事態にまでは至らないというふうに考えておりますけれども、さらにこの点につきましては建設当局のほうとも十分私ども技術的な打ち合わせをいたしまして、体制の整備に万全を期していきたいというふうに思っております。

○佐藤(敬)委員 サンパウロの大事件まで至らないなんというのはのんきな話で、サンパウロの三分の一が死んでもたいへんな問題なんですよ。サンパウロまでいかないからだいじょうぶだなんてのんきなことを言わないでくださいよ。ほんとうにその問題は、大臣、ひとつ真剣に考えてもらいたいと私は思うのですよ。ほんとうにこれは大切な問題だと思うのです。ただ高ければいい、大きければいい、経済的に土地を利用できればいい、そういう問題だけでああいうふうな高いものにして、何千人という人間をあの中に収容しておいて、そうして助ける方法が何もないなんて、そんなばかな話はないですよ、考えてみても。

それから、最後に一つお聞きしたいのですけれども、このいまの消防法改正によってスプリンクラーがいろいろついたりしますね。これに対して損害保険の料率、これに対する何か措置はしていますか、安くするとか。

○佐々木政府委員 消防設備の設置に伴いまして、それに対応する保険料の割引基準というものはきめられておるわけでございます。ただ、わが国の場合に、消防用設備に対する検定制度というものがまだ十分な体制にまでいっておりません。そういう関係で、外国の保険会社の取り扱いというものと比べますというと、まだ割引率がやや低いということが言えるだろうと思いますが、スプリンクラー設備をした場合におきましては、最高三〇%ぐらいまでの割引料率は適用されるということになっております。

○佐藤(敬)委員 片一方においては非常に大きな犠牲をしいるので、犠牲とっては問題がありますけれども、経費がかかることをやらせるのですから、片一方においてはそういうようなことでできるだけ援助してやるべきだ。損保料に対しても私はもう少し検討する必要があるんじゃないか、こういうふうに思いますので、ひとつ検討していただきたい。

それから、建設省の方にひとつお願いしたいのですが、この前の熊本のデパートの調査団等の報告によっても、その前にもありますが、ああいうビルにベランダとかバルコニーをつけたほうがいいじゃないか、こういうような勧告がありますけれども、今度の改正案を見ますとこういうのがないようですけれども、こういうものについてはどういうふうに考えていますか。

○佐藤説明員 ただいま大洋デパートの事故調査委員会等におきましても、今後の特殊建築物のあり方につきまして、おっしゃるような構造の問題等もいろいろと御意見を承っております。現在考えておりますのは、建築物の火災等の場合には、避難にとって最も重要であるものは避難用の階段でございまして、屋内に設けるものにつきましては当然耐火構造の壁で囲み、また内部を不燃のもので仕上げ、非常用の照明とか、先ほどお話にもございました、出入り口には煙感知着付きの自動閉鎖の防火戸をつけるような構造のものにいたしております。それから屋外に設けるものにつきましても、これと同等の効力があるものというように考えておりますので、このいずれの階段をつけても、現在の法律よりいいようになっているわけでございます。

おっしゃいますように、バルコニーの点も避難上非常に有効な施設と私どもも考えております。しかし施設の状況とか隣地との関係、それから建物の用途の問題、構造上の問題等ございまして、一律に設置する点で非常にむずかしい点もありますので、義務づけるということにつきましては必ずしも実情に沿わないのではなからうか、こういうように考えておりました、今後とも、バルコニー、ベランダ等につきましても、有効に設置をされるように指導を続けてまいりたい、かように考えております。

○佐藤(敬)委員 現在の状態におきますと、もう煙に巻かれて死ぬのが一番多いのですね。最初に申し上げましたとおり、ほとんどがこの煙による窒息死。しかも煙の足が非常に早い。人の逃げるより先に煙がどんどん来て巻かれてしまうというのが現状なんです。階段に逃げて上に上がるとか下におりるとかいかないうちに巻かれるのが非常に多いのですよ。

だから、できるだけどこへでも逃げられるような方法にしなければだめだと思う。そういう意味では、やはり考えられることはバルコニーしかないと思うのですよ。地上に建てられた一階の建物の場合を考えるとよくわかるのですよ。火事になった、一階の場合は窓を破れば道路でもどこへでも四方八方にみな逃げられる。だから安全なんです。高いのはどこへも逃げられないのです。そこ一点しか逃げられない。集中しているのです。だからわあっと行けばもうみんなやられてしまう。そういう意味で、私は逆に、現在のビルの現在の状態

で救う方法はバルコニーしかないと思う。ああいう外務省の建物みたいにちょっと手すりをつければ、窓を破ってバルコニーのところに立っていればヘリコプターが来るとかはしごを上げるとか、何とかかんとかしてまた助ける方法があると思うのですよ。煙の中に閉じ込めておくからすぐ死んでしまう。これは技術的な難点があると言うのですけれども、ああいう外務省の建物を見ていると、ああいう小さいのをもうちょっと大きくして手すりをつけたほうがいいと思うのですが、どういう技術的な難点があるのですか。

○佐藤説明員　バルコニーは、おっしゃいますように避難の点につきましては非常に有効な手段でございますが、建築物それ自体では、私ども必ずしもバルコニーにたよらなくても安全に避難がすみやかにできるようにということを基本的に考えております。バルコニーを設置することにつきましては、そのところに開口部がございますと、煙の問題では、煙によってバルコニーがまた汚染される問題もございますし、また風向によりましては、必ずしもその場所が避難にとって有効な場所となることも限らない点もございます。また、面積的にも非常に大きな負担になろうかと思えます。そういった観点から、これを義務づけていくことについてはやはり実情に沿わない点があるのではなかろうか、かように考えておるようなわけでありませぬ。

○佐藤(敬)委員　時間がありませんからあれですが、あなたのお話を聞いているとよくわかりませんが、いろいろな例を見ましても、この間の大洋デパートでしたか、隣のところに橋がかかっているからそれで助かったとか、いろいろな例があるのですよ。私は外へ逃げるしか手がないと思う。こっちへ来たらそっちのほうへ逃げられるように、ぐるりに全部バルコニーをつけておけば必ず助かると思えますよ。あぶないということを考えましたらみんなあぶないんです。しかも一応火が入っている区画から外へ出るということがまず最も有効な手段だと思えますよ。これは長くはいられないかもしれない、あるいは子供が来て落ちるのもいるかもしれませんが、だけれどもそれ以上に有効な手段だと思えます。だから悪い面だけ考えないで、いい面があってそれが非常に大きな効果を及ぼすなら、多少金がかかっても、あれだけの大きなビルを建てる資力のある人ですから、経費がかかってもつけさせるべきだ、こういうふうに思いますので、なおひとつ一そう検討していただきたいと思えます。

それから、こういう問題は結局、最終的には大都市の場合は過密の問題だと思うのですよ。しょうがないから高くしてやれ、こういうような問題で、人口が密集して住宅がないから高いものを建てる、すぐ高いもの高いものに集中されていくし、そしてまた地下へもぐれ地下へもぐれで、いろいろなあれがあって最終的にはやはり過密だとか過疎だとか、国全体の問題と非常に関係があると思えます。

いま盛んにそういう問題が検討されておりますけれども、やはりこういう災害の問題からも、東京だとか大阪で一朝災害があったらたいへんなことですよ。地震なんかあったりしたら空襲と同じような被害があります。これに対して六億円だか七億円しかことしは災害

の予算がついてないというのは非常に哀れな状態ですね。だから、こんなことを言ってもますます通用する問題にならないかもしれないけれども、やはり根本的に国全体の問題としてひとつ考えていただくように大臣に要請したいと思います。最後に大臣の御感想を聞いて終わります。

○町村国務大臣 きょうはたいへん適切な御指摘を伺ったわけであります。このたびの消防法の改正あるいは建築基準法の改正ということは、確かに一步前進をさせたものであるということは御評価願える、こう思うのでありますけれども、しかし、さらにだんだん御指摘もございましたように、必ずしもこれで、将来デパートの火災あるいは地下街の火災、超高層ビルの火災について万全な建築基準なりあるいは消防の体制が整ったということには、なかなかかなりかねているのではないかというように私は思うのであります。

ただ、御承知のように、このたびの措置は、いわゆる遡及措置と申しましょうか、遡及するということに、新たに建築をする場合に当初考えるのとは違いまして、実は非常にばく大な経費がかかる。これも私企業に対しまして、人命尊重から当然のことだとは申しながら、企業である以上は、この負担のために経営ができなくなってしまうということになるおそれ等もございます。そういった点を勘案をいたしまして、一方におきましてはそういったいわば法律の改正に基づく新たな出費、彼らにしてみれば、人命尊重のために当然のこととは申しながら、しかし一面それだけの出費にはどうも耐えかねるといようなことも当然起こり得るわけでありますので、そういった点も金融的あるいは税制的にできるだけ配慮してあげるといことも当然のことでありまして、はたして今回の措置が十分かどうかということになりますれば、相当まだ問題があると私は思います。

それからまた、こういう法律を出しますと、それほどまでやらなくともいいような、先ほどちょっと佐藤議員からも御指摘がございました、地方の小さなものまでに大きな負担をかけさせて、そのためにほんとうに大きな危険のあるものが今度はやや放置されてしまうということにならないようにしなければいかぬのじゃないか。ですから、今度政令をどういふふうな内容にいたすかわかりませんが、できるならば、政令の内容において、最も危険な建物である大きなデパートであるとか、あるいは大きな地下街であるとかといったようなものには相当きびしく出るが、地方のそれほど大きなものでもない、そういった種類の建物まで同様の嚴重さをもって臨む必要はないのではないか。そこらを、今度の政令をつくってまいります場合には十分配慮させながら政令の制定に当たらせたい、こう考えておるところでございます。

○佐藤（敬）委員 終わります。

○伊能委員長 本会議終了後委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時五分休憩

午後三時十三分開議

○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。多田光雄君。

○多田委員 今回の法改正にあたりまして、改正案には一定の改善点が認められる、こう思います。防火管理の上で、企業主である管理権原者の責任が一そう明確にされた、これはおそまきではありますけれども、私ども大いにけっこうなことだと思っております。しかし、防災、消防によって人命と財産を守るという立場から見ても、さらにまた最近の都市デパートあるいはコンビナートの大災害が激発しているという点から見て、さらに万全を期す、そしてまた当面急いで処置しなければならない問題も多々あるという立場からひとつ御質問をしたいと思います。

第一点ですが、これは消防庁に伺います。

昨年六月十一日から七月七日まで東京消防庁で行なったデパート、地下街など二百十一の調査対象物の特別査察の結果についての報告を受けていると思っておりますが、その報告に基づく特徴をどうごらんになっているか、ひとつ伺いたいと思っております。

○佐々木政府委員 昨年、東京消防庁においても行なったわけでありまして、私どものほうも全国の市町村に指導いたしまして、昨年の暮れから本年の一月、二月ごろまでに、特に不特定多数の人の出入りする百貨店あるいは大型店舗を中心にいたしまして一斉点検を行なったわけでございます。

〔委員長退席、中村（弘）委員長代理着席〕

この一斉点検の結果は最近まとまってまいったわけでありまして、やはり東京消防庁の場合にも例があったわけでございますけれども、防火管理者の選任されておらないもの、消防計画が届け出されていないもの、避難誘導體制が不十分なもの、あるいは消防設備等の維持管理が不十分なものというような、いわば防火管理面での対策が十分でないものが相当多数見受けられたわけでございます。こうした不備あるいは欠陥事項につきましては、それぞれの消防庁におきまして必要な勧告、措置命令等によって改善の実施をはかっているわけでございます。特に悪質なものにつきましては、それぞれの市町村におきまして公表、あるいは告発するというような措置をとってまいったわけでありまして、全国的な集計のまとめりました段階で、各地方団体の担当者にさらに指示をいたしまして、その結果の改善措置を十分にあとづけをするというようなことをいま指導いたしております。できるだけ早い機会に、その改善結果がどういうふうになっているかということの内容を全国的に取りまとめまして、私どももさらに改善対策を進めていきたいというふうに考えております。

○多田委員 大臣、これはごらんになったかどうかわかりませんが、この際の調査対象物が二百十一件なんです。その中で、四十六項目の大別された欠陥事項で、欠陥の指摘、違反件数が二千四百五十八件に達しているのですね。一、二の例をあげますと、たとえば、構造上では三項目に分けられて百五十三件、その中で一番多いのが、防火対象物品防火処理なしというのが九十件、こういったことで、対象物の件数に比べて非常に不備な点が多い。しかもこれが東京の、いわば都市の中で最も注意され、また注意しなければならないところでこの状況です。特にこれがデパート、地下街ということで、午前中も御質問があり、御答弁がありましたけれども、私どもの不安を一そう高める内容になっているわけなんです。

そこで、この東京消防庁の査察は昨年七月段階の結果ですが、その後、十一月の熊本の大洋デパートの不幸な火災を経て、企業としてもそれなりの自主改善をしている。これは私も認めたいと思いますが、ただ日常的に目につくところはやっているのですね。しかしながら実態は、必ずしもそれにふさわしい改善が重要度に応じたテンポで進んでない、ここが一つ問題だろうと思うのです。

たとえば、指摘件数の最も多い避難施設関係は五百五十五件なんです。これは一体何を物語っているかということですが、たとえば避難施設を営業目的に使っている、荷物を置くとかその他ですね。これは営利がやはり先行して、大事な人命を守るあるいは防災体制というものが第二次、第三次の立場に置かれている、こういうことのあらわれだろうと思うのです。ほんとうに資金難で苦しむ中小零細企業ならまだ同情もできますけれども、そうでない大企業の場合、これがやはり依然としてあとを断ってないということ、これはやはりわれわれとして十分考えてみなくちゃならないことだろうと思うのです。

そこで、こういう実態を、消防庁長官はもとよりですが、大臣が御存じになっておるのかどうか。たいへん失礼な聞き方かも知れませんが、これをもう一度お伺いしたいと思います。

○町村国務大臣 不特定多数のお客さんを常に迎えなければならぬというような立場にあります業態の営業をいたしております者は、これは大切な人命を常にお預かりをしているんだという考えの上に立って万全の施設もする、またその施設が有事のときに十分生かされるように平素からの用意をしておくということは、これはこういった多数の人を常に収容しておる業態を持っております者の当然の責任であって、何も消防法でそうなっているからそうしなければならぬというはずのものではないと私は思うのです。ただ実際問題としては、営業を一生懸命にやっております者は、えてして大事なそういった点の防火に対する責任のことがおろそかになるということが、いまも御指摘がございましたように、消防庁あたりが特別査察をいたしてみますと、そういったまことに遺憾なことが指摘されるような状況にあるというのが、どうも現実の実態のようでございます。私どもは、やはりこういったことは法の改正以前の、そういった多数の人命を常に預かっておる者のこれ

はもう第一義的な実は責任でなければならぬはずだ、こう思うのでありますけれども、現実には必ずしもそういうふうになっていない場合も相当にあるということが、いま、たとえば特別査察の結果によってあらわれたようなこともそのことのあらわれではないかと思うのであります。

したがいまして、私どもは、今後やはりそういった方々の責任感をまずひとつ十分に自覚をしていただくような指導というものも必要でございましょうし、同時に、今回の消防法改正によりまする防火に関する諸般の施設というもの、これで必ずしも私は万全だとは思いませんけれども、しかしこのためにはばく大な資金も必要とするわけでありまして、いままでそれほどの施設でないにほかかわらずそれが十分行なわれず、しかもそれが役に立っていないよう場合が非常に多いということを考えてみますると、やはり今回の改正によって一歩前進をさせていくということは私どもの当然なすべき事柄だ、実はこういう判断に立って今回の改正案について御審議を願うということにいたしましたわけでございます。

いずれにいたしましても、私、いま御指摘になりましたような問題については、先ほども防火管理権原者とかいうお話がございました、その権原者が、ほんとうに自分らはこういった大事な責任をしょっているんだという自覚を深めていただくということが何よりもまず第一に必要なことだというふうに私は考え、消防庁としての指導がはたしてどこまで徹底いたしますかは問題でございましてけれども、そういった点を特に重視してひとつ指導に当たるということを基本の方針として進んでまいりたいと思います。

○多田委員 実は企業の自覚ということですが、もちろん営業している上は、これは営業が大事だということは私ども否定はいたしません。しかしながら、毎回言われている、一日数万という人が入るデパート、地下街というのは、単なる営業だけでは片づかない重要な内容を持っているわけです。

そこで、これは消防庁に伺いますが、昨年九月二十五日の、大阪の高槻市でのあの西武タカキショッピング・センターの火災からどういうふうな教訓を学んでおられるか、それをひとつ伺いたいと思います。

○佐々木政府委員 西武デパートの火災は新築中に発生をしておるわけでございます。そのほか、デパート火災のいままでの非常に多くのものが工事期間中に火災にあつておる、この火災例が非常に多いわけでありまして、そういう意味におきましては、やはり工事中というのは防火管理体制がどうも二元化される。工事担当者と建物の所有者との間に二元化されて、そこに責任がわからなくなるということで、どちらかという工事中において防火管理体制に不備が生じてくる。そういう意味におきましては、デパート等における工事期間、これを特に注意して防火体制をとってもらわなければならないという問題が一つあるわけです。

それからもう一つの問題は、西武デパートの火災は、間もなく竣工する、間もなく開店す

る、こういうことで、工事期間中にかかわらず大量の商品あるいは装飾物というものが搬入されておった。そのために火災が非常に大きくなったということでございます。しかも、まだ工事期間中でありますために、それに対応する消防用設備というものが作動する状態になかった。そのために火事も大きくなったわけでございます。やはり工事期間中と営業の準備段階に入る期間というものでははっきり区別をして、商品を運び込む、あるいはデパートとして使用するためのいろいろな装飾物を搬入するという段階においては、消防用設備が作動する状態に置かなければならぬじゃないか。そういう意味におきまして、建築が完了する以前におきまして、営業の準備体制に入るというような場合には、まず消防設備を作動し得る状態にしておいて開店準備に入るという体制が必要ではないだろうか。そういう意味におきまして、私どもも、この西武デパート火災後における指導といたしましては、消防設備をまず完備させて営業準備に入るというような指導をいたしておるわけでございます。

○多田委員 私もおっしゃるとおりの現象だったろうと思うのです。工事中で、しかも九月二十九日のオープンを前にして、完成検査を待たないで大量の商品を搬入してしまったということですね。

そこで、現行の消防法の場合、建築中に対してはなかなか規制がむずかしくなっている、その用途が確立した時点から消防法が適用される、こうなっているわけですが、今度のこういう苦い経験から、なぜ今度のこの法改正にあたってそういう問題を盛り込まなかったのか、それをひとつ伺いたいと思います。

○佐々木政府委員 いつの時点から消防用設備を作動させるかという点は、非常に技術的にむずかしい問題があるだろうと思います。どういたしましても消防用設備は、建築工事の中におきましては最終の仕上げ段階で完成をするという形になるわけでありますから、工事中に消防用設備を動かす、作動させる状態に置くということは、工事の最終段階でなければ現実問題としてはこれを作動させることができない、こういうことになるわけでありますから、そういう意味におきましては、営業準備に入る、建物が建築業者の手を離れて施行主のほうに引き渡しをされる、そして施行主のほうで営業用の建物としての営業準備体制に入るという段階においては、消防用設備をまず検査し、そして常時作動体制にある状態になって営業準備に入らせるという指導が望ましいのではないだろうか、こういうことで、現在の法体系からいいまして、工事期間中のものについて特に規定を設けるということとはなかなか技術的にもむずかしい点がございますので、現実の行政指導の上におきましてそういう措置をとってまいりたいというふうに考えております。

○多田委員 大洋デパートの場合も、これは工事をやっていたということなんですね。しかも、まさにその工事をやっている最中が盲点であり、また法の上でもこれが盲点になってい

る。そこがやはり火事が起きてくる非常に大きな条件となっているわけです。ですから私は、法改正の上でいろいろな困難はあろうかと思えますけれども、いままでの苦い経験を振り返ってみて、やはりそこを法制化していくということが非常に大事だろうと思う。とりわけ、先ほど来言っていますように、営業をやっていますとどうしてもそれが先行してきて、そして消防の観点というのがあと回しになってくるわけです。これを、大臣も自覚というようにおっしゃっていただきましたけれども、私はもちろん企業主の自覚というものが大前提だと思えますが、それだけでは解決できない事例が無数にあるわけですね。そういう意味では、ぜひひとつこの問題はさらに検討を続けていただきたいというように思うのです。

あわせて、これは建設省に伺いますが、建設省は建築基準法の改正案を出していますが、消防審議会の一月三十日の「百貨店等の防災対策に関する意見」を十分検討されてこの改正案を出されたのかどうなのか、あるいはまた、東京消防庁の査察結果、こういうものも検討をしてやられたのかどうなのか、これをひとつ伺いたいと思います。——建設省、来ていますね。

○佐藤説明員 消防審議会におきます一月三十日の意見書につきましては、私どももお受け取りをいたしまして、今回の建築基準法の改正の時点におきまして取り入れるものは取り入れていくという態度で検討を進めてまいったわけでございます。

○多田委員 東京の先ほどあげた例からもそうだし、それからまた消防の第一線に立っている人の意見を聞きますと、屋外階段、これの有効性が非常に強調されているのですよ。それからまた売り場に面して、あるいはまた各階ごとにバルコニーをつくっていく、そういうことが非常に有効だ、これが実際に第一線で苦勞している消防署の中にもあるのです。そういう意味で、私はこの屋外階段、これを最悪の事態に備えて大きなデパートその他でつくることが非常に大事だと思うのですが、こういう問題が今回の案の場合で御検討されなかったのかどうなのか。そしてまた、それがされたとすれば、どうしてそういうものをつけるのにこれが問題点があるのか、ここをもう一度伺いたいと思うのです。

○佐藤説明員 屋外階段並びにバルコニーの問題は、避難上有効な施設であることは私どももよく承知をしておるわけでありまして。建築基準法の改正は、技術的な基準はすべて政令に譲ってございます。したがって、今回御審議をお願いいたしております建築基準法では、法律が成立をいたしましたら私ども政令の基準を検討いたしまして、この中に必要な措置をすべて盛り込んでまいりたい、かように考えておるわけでございます。それで、御承知のように、大洋デパートの火災事故にかんがみまして、調査委員会で事故の実情並びに今後の対策等につきましても御検討をいただいております。その中でも、屋外避難階段の問題それからバルコニー等の問題についても御検討をいただいておりますので、その御検討の結論をいただきまして、政令の改正の段階で検討をしてまいりたい、かように考えております。

○多田委員 この現場の自治体消防関係者は、私も会って聞きましたけれども、体制も財力も限界の中で、消防法ではどうにもならない問題としてこのことを言っているのですよ。

それで、これは建設省がいいのか消防庁がいいのですか、都内のデパートでこの屋外避難階段をつけているところ、どれだけありますか。

○佐々木政府委員 具体的に現在都内でどれだけ屋外避難階段があるかという点は、私どものほうでよくわかりません。ただ、私どもとしましては、隣の建物に対する避難橋の設置あるいは屋外の非常階段はできるだけ設置してもらいたいということについて、それぞれの企業者のほうにお願いをしておるのが現状でございます。

○多田委員 いや、私もデパートはわからないのです、幾らついているか。ただはっきりしていることは、ほとんどないということです。ホテルは、これは京王プラザですか、それからヒルトンホテル、ニューオータニくらいなんです、あるのが。あとはこれが自主性にまかされておる。しかも最も有効だということですね。たとえば煙の問題がある。階段が煙突状になってくる、そういう場合、外から脱出をしていくとか、あるいはまた各階に連係した屋外階段を設けていくということが非常に有効だということは、第一線の消防隊の人がそのことを言っているのですよ。

そこで私、いろいろ行政指導でやられる、こういうことなんですが、これは大臣にお伺いしたいのです。昨年五月二十九日の閣議で、当時の江崎自治大臣はこう言っているのですね。「ビル火災の安全確保のため、屋外避難階段の設置の必要性を強調している」と、こういうふうに私ども聞いております。この点、まあ前任者ではありますけれども、私はこれがどれほど重要なものかということはこの一事でおわかりになると思います。大臣にぜひひとつこの問題を、単に行政指導というだけではなくして、法を改正してもこれをつけさせる、特に数万集まる大きなビルであるとかその他にはつけさせる、こういうことを御検討願えないかどうか。

それから、先ほど私が申し上げました、つまり建築中のビルや対象物件に対しては消防法が適用されない。しかもそこが盲点になって相次ぐ火災の原因になっている。そうすれば、やはり法の上でそれを規制するということが非常に大事だろうと思うのです。行政指導だ、こう言いますが、最も困難なところをややはり避けている。ここに実は、一般のデパートその他の企業主の自覚が前提ではありますけれども、指導の上で重大な事故を誘発する条件をつくる結果になっているじゃないか、こう思いますので、ひとつ大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

〔中村（弘）委員長代理退席、委員長着席〕

○町村国務大臣 私も、デパート等の建物で、何といたってもああいうふうな不特定多数の人

が非常にたくさん出入りをし、しかも燃えやすいものを山と積んでおるところでありますから、一たび火災が出れば非常に煙が一どきに吹き出すというような状態でございましょう。したがって、この避難階段とバルコニーというものが、いま御指摘もございましたが、私も消防上きわめて有効だというふうに考えるのでありまして、いま建設省のお答えでは、これは政令段階においてやれることだ、こういう御答弁もございましたので、私としてはぜひひとつ政令の中で、少なくともいまのデパートだけについてでもまずこれを取り上げさせるということについては、ひとつ建設省当局と政令段階においてよく相談をするということにいたしたいと思えます。

それからなお、建築途上の建物については消防法が適用されるに至っていない。これはいま消防庁長官からお答えを申し上げましたように、建築過程にあります建物については、いま直ちに消防法を適用するということにはいろいろ難点があるのではないかと。問題はむしろ、大洋デパートのように、すでに営業を開始しておいて、しかも相当大規模な改築工事等が行なわれておるといふときが問題ではないか、すでにお客さんも入っておるわけでありまして。まあ新築中の建物は、まだ一般の方を入れておるといふ段階じゃございませぬからいまのような消防庁長官のお答えでよろしいんじゃないか。ただ、いますでに営業を開始しておいて、しかも相当な工事をやる、その間に防火の責任というものが必ずしも明確にならないままに問題が起きるといふことは、私はたいへん遺憾なことだと考えますので、その工事の内容、大きさ、いろいろあるのでございましょうから、いまここで一がいにどうこうということとはちょっと申し上げにくい。簡単な工事であっても、その際すぐ営業はやめてもらうんだということまで言い切れることは私は多少無理があろうかと思えますけれども、工事の内容、規模その他をひとつ十分勘案をしながら、まあ小規模なものについてまで強行して営業をやめさせるということとはちょっと無理であろうと思えますが、それはやはり当該百貨店等の経営者の防火に対する責任感の問題、あるいは消防機関といったようなものがその間にありましてどう処置するかということ、それぞれの工事等に関連をして具体的に相談をされながらきめていく。いずれにいたしましても、私はそういう場合には、特に経営者としては防火上平素以上の細心の注意を払わせることは当然のことであろうと思うのでありまして、その点は大体そういった考え方で指導していったらいかがなものか、かように考えておるところであります。

ここまで遡及の複雑な話、一切無し。

この後、石油化学コンビナートの火災問題で閉会。

昭和四十九年四月十二日（金曜日）

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君 理事 中村 弘海君

理事	村田敬次郎君	理事	山本弥之助君
	愛野興一郎君		大野 市郎君
	片岡 清一君		亀山 孝一君
	住 栄作君		武藤 嘉文君
	井岡 大治君		柴田 健治君
	細谷 治嘉君		多田 光雄君
	小川新一郎君		小濱 新次君
	折小野良一君		

出席国務大臣

自 治 大 臣

国家公安委員会

委員長 町村 金五君

出席政府委員

警察庁長官 高橋 幹夫君

警察庁長官官房

長 国島 文彦君

消防庁長官 佐々木喜久治君

消防庁次長 山田 滋君

委員外の出席者

警察庁警備局警

備課長 山田 英雄君

文部省初等中等

教育局審議官 諸澤 正道君

厚生省医務局総

務課長 金田 一郎君

資源エネルギー

庁公益事業部技

術課長 下邨 昭三君

気象庁観測部地

震課長 末広 重二君

労働省労政局労

働法規課長 寺園 成章君

自治省財政局交

付税課長 森 審一君

地方行政委員会

調査室長 日原 正雄君

委員の異動

四月十二日

辞任	補欠選任
山田 芳治君	柴田 健治君

同日

辞任	補欠選任
柴田 健治君	山田 芳治君

四月十二日

地方自治法等の一部を改正する法律案（井岡大治君外六名提出、衆法第二四号）

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第七一号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第七七号）

警察に関する件

質問のうち 99/ までは日教組のスト問題

○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出にかかる消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。柴田健治君。

○柴田（健）委員 今回の消防法の一部を改正する法律案に関連をしてお尋ねを申し上げたいと思います。

今度の法の改正は、新たに、われわれが重要な部分として関心を持っておるのは十七条の項の改定であります。これは、いままである古い建物に対して防火施設を完備するように法的に規制をするということでもあります。百貨店、旅館、病院、地下街、複合用のビルというようになっておるわけですが、この防火施設の完備を義務づける場合に期限をつけておられるわけです。百貨店の場合は三カ年、旅館、ホテルは五カ年、病院は五カ年、地下街、複合用のビル、そういうところは三カ年ということになっております。私たちはこの点で、三カ年、五カ年という、これにある程度の弾力的な期限を持たせておくことは了解はできるのですが、問題は病院なんです。病院の五カ年というのはどうも納得ができない。われわれ第一線で、いろいろな公共施設の防火体制を訓練その他で指導していく過程の中で、病院はイの一番に守らなければならぬという指導をしてきた、やはり長い歴史の

中でそういう指導をしてきた。それがなぜ病院に五カ年の猶予期間を認めていかなければならぬのか、その理由をひとつ克明にお願いしたいと思います。

○佐々木政府委員 今回の改正案におきまして、消防用設備の既存建物に対する遡及適用にあたりましては、特定防火対象物を二つのグループに分類をいたしております。ただいま御指摘のように、百貨店、地下街、複合用途防火対象物、この三つにつきましては三カ年以内に消防用設備を完備する、その他の旅館、ホテル、病院等につきましては五カ年という猶予期間を設けておるわけでありましたが、この考え方は、不特定多数の人がその建物を利用する、そして火災の際の危険度が最も大きいという意味におきまして、百貨店、地下街、複合用途防火対象物につきましては三年以内に設置を義務づけたわけでありまして、旅館、ホテル、病院は、不特定多数の人が利用するということになりましても、百貨店とか地下街のように全く不特定の者かといいますと、その辺はやや不特定といいましても半ば特定しているような対象であります。そしてまた人数から見ましても、百貨店や地下街ほどの人数が利用対象にならない。それからまた、旅館、病院等は常時使用されておる。休んでおる時間というものが旅館、病院の性格からいってないわけでありまして、

そういう意味からいたしますと、特に病院などの場合におきましては、患者を収容しながら消防用設備の工事をしていく場合に、どうしても患者との関係におきまして、相当計画的な工事を予定していかなければならないという問題があるわけでありまして、ただ一面、病院の性格から見て、災害等がありました場合には動かさない患者が相当入っておるわけでありまして、確かに、火災を発生させないという意味におきましてはできるだけ早くスプリンクラー等の設備をつけるということは非常に望ましいわけでありまして、その辺の調整につきまして私どもも非常に頭を悩ましたような次第でございますけれども、厚生省等とも相談をいたしまして、指導としてはできるだけ早い時期に消防用設備を完備してもらおう。特に国立、公立等の病院につきましてはできるだけ早い時期に完備してもらおうという指導をすることを前提にしながら、一応現在の病院の患者が利用する状況等から見て、その期限は五年ということにしておくのが適当ではないだろうか、こういうことだったわけでありまして、

○柴田（健）委員 長官の答弁は、どうも何か奥歯にものをはさまったような言い方をしている。

われわれ、いままでの防災訓練の一つの図上訓練、また現地訓練という形で、公共施設の中で一番守られなければならないし、人命尊重という立場から、また生命、財産を守るという立場からいって、健康体が収容されておる施設と身体障害者といわれるそういう病人が収容されておる施設との区分けは、消防活動の任務の中に、長い指導方針の中でちゃんと優先順位をきめてあるわけですから、これは国がそういう指導をした。それを、今度の設

備改善では、病院は五年でよろしい、百貨店や地下街やその他は三年でやりなさいというのは、どう考えてもいまの指導方針より逆な考えなんです。

なぜこんなことになったのか。病院こそ早急に防災施設を完備しなければならぬ。厚生省は何をやるどころか。ああせい、こうせいと講釈だけするところか、こう言いたい。厚生省の見解そのものをあなた方が認めるといのがまたおかしいのです。消防庁は何を指導方針としているのか。消防庁の任務は何か。どうも武見さんの政治圧力に屈服したのではないかという気がするのです。この点は直すべきだと思うのですよ。いままでの指導方針が全部逆になってもいいのですか。どうですか。

○佐々木政府委員 過去の火災事例から見て、消防の仕事の中でも特に病院に対するいろいろな防災指導は、非常に重点的に行なわれておるといことは御指摘のとおりでございます。私どものほうから出ております各市町村に対する指導通達の中でも、病院に関するものが非常に多いことはもう御指摘のとおりでございます。

ただ、現実問題として、短期間に相当な工事を病院について要求をしていくことになりますと、病院としましては一定期間患者収容ということをやめなければならないという事態も出てくるわけでありまして、一患者の収容を前提として計画的な工事を求めていくためには、相当の猶予期間を置く必要があると考えられるわけでありまして。そういう意味におきまして、病院につきましては五年という猶予期間を置いたわけでございます。しかし、私どもとしましては、できるところからこうした消防用設備をできるだけ早い機会に完備していくことは必要でございますので、指導としましては、できるだけ早い期間にその工事が完了するようにしていきたいと思っておるわけでございます。

○柴田（健）委員 長官はわけのわからぬことを言うて、あなたはそれで全国の消防団に号令をかけられると思われるかな、そんな変なことを言うて。しかしあなたにも良心があると思いますから、あまり言うてもいけないので遠慮は申し上げておきますが、これは厚生省と話をして、早くこの五カ年というものを取り消さないといろいろ物議をかもすことになるのではないか、こういう気がいたします。何としても三カ年、五カ年というのはおかしい。いろいろ病院でも、その他百貨店でもそうですが、いま長官の御発言の中に、患者をどう移動するとかなんとかいうのはへ理屈であって、防災施設のほうが優先権を持たなければならぬ。災害が起きて、患者の運びがどうだこうだというて、防災施設がおくられておりましたということは通りやしませんよ。そんなことが通るようなら法律も規則も要らぬわけです。そういう点は十分反省してもらって善処してもらいたい、こう思います。法律をきめる段階でいろいろな政治的な圧力があつたと思います。なければこういうことはないと思います。災害に関しては政治的配慮というものは要らないわけです。そういう点は十分考えてもらいたい。

そこで、全国で防火施設の完備していない古い建物というのは大体どのくらいあるのですか。

○佐々木政府委員 今回の改正によりまして、既存不適格の建物として遡及適用の対象になりますものは、百貨店から病院、複合用途対象物に至るまで、その面積からいいますと約五百万平方メートルでございます。そのうちの半分が病院関係、それに次いで大きいものがホテル、旅館関係であろうと思います。

○柴田（健）委員 件数にして相当数があるようであります。日本の防災施設がおくってきたということはお互いに反省しなければならないわけですが、災害が起きるたびに、二度と災害を起こさない、きびしくやっていくんだとか、それに善処していくとか、そういう災害については万全の対策をすとか、いろいろ声明的な決意表明をされるわけですが、災害そのものはいついかなる場合に起きかわからないという面を持っているわけですね。それだけに、施設の完備、そしてそれに対する防火体制の整備というものが常時必要なんです。

まず、人の問題をお尋ねしたいのですが、消防関係職員、常設消防と非常勤消防、この人員はいま幾らおるのですか。

○佐々木政府委員 常設の消防職員が昭和四十八年月末現在で七万七千人でございます。それから非常勤の消防団員が百十六万人ということになっております。

○柴田（健）委員 その職員、団員の日夜の努力というものは、これはたいへんな努力をしておるわけです。そういう人的な構成はまだまだこの日本は衰えていないという判断です。常設消防のほうの職員数は少ない市町村もありますけれども、けれども、やはり敏速で、そして初期防火というのが第二段階であって、やはり原則というものは予防消防だ。予防消防というものが絶対的必要だ。この予防消防の見地に立って防火施設なりまたいろいろの装備の完備というものが行なわれておるわけでありまして。いまの現状で予防消防の見地から万全であるかどうか、この点、消防庁は自信を持っておられるかどうか、見解をお聞きしたいのです。

○佐々木政府委員 現在の市町村における消防職員の配置の状況というものからものを考えてみますと、昭和三十六年に定められました「消防力の基準」というものに対しましておおむね六〇%ないし七〇%というのがいまの施設の現在の水準でございます。また、それに対応する予防職員というものも配置されておるわけでありまして、最近の防火対象物の状況等から見ますとなお予防職員につきましては万全の体制であるということは言い得ない状況にある。こういう意味におきまして、できる限り、こうした最近の社会情勢から

見て、施設の充実はもちろんでありますけれども、やはり重点的なこの予防行政の面にもう少し人間を張りつけていくということを考える必要があるというふうに思っております。

○柴田（健）委員 日本列島、御承知のように火災ばかりでなしに水害もある。それから豪雪、あらゆる災害を含めてそれぞれの市町村が、任務とはいえ、消防団員を動員してあらゆる災害に取り組んでおるわけですね。

私は、消防庁の考え方はややもすればおざなりなところがあると思う。なぜそういうことを言うかという、どうも机上で考えて、現実とマッチしない点がある。

それは、たとえば一つ申し上げると、消火器の問題を申し上げて、いろいろ一種から六種までこしらえて検定をしている。そうして数が多い。業者も多いのですが、その業者が届けをすれば直ちに検定協会で検定をして売り出している。だから、たとえば可燃性のものがたくさんあるところにはどういう消火器を、ただ居間なら居間だけということならどの程度の消火器と、その部屋の大きさ、それから建築構造によってどういう消火器かというようなきめのこまかい指導というものはあまりやらない。それから、むやみやたらに消火器を、たくさん種類を検定して、業者が競って販売合戦をやる。それで、たとえば民家一つ取り上げても、一戸に、一家庭に一個あればいいんだという。あなたのほうの消火器はどこの消火器を買ったのですか、どういう種類ですか、よくこう聞いても、まあ一つ備えつけておけばいいんだからどこでもいいんだというような、まことに粗末な指導なんですね。そうして消火器をいまのように種類をたくさん検定をして、認定をしてどんどん販売させていくという、これを一つ見てもどうもおざなりだ。もっと権威あるものを消防庁はなぜ持たせないか。もっと強い指導性ができないものか。こういう気がするのですが、その点、どうですか。

○佐々木政府委員 私どもの消防、防災関係についての指導面が、末端における、あるいは国民全体に対する消防についての知識の普及、あるいは、いま申しました例からいっても、たとえば家庭をどう守ったらいいいのかというような、きめこまかい指導というものが非常に欠けておるということは御指摘のとおりだろうと思います。私どももそういう点につきまして、もりと各家庭にまで火災、防災という面についての指導を徹底していきたいというような観点から、昭和四十九年度の予算におきましてはそういう面のPR経費も予算化ができましたので、さらにそうした家庭にまで入り込む防災体制の指導ということを私ども心がけてやっていきたいというふうに思っております。

○柴田（健）委員 今度の百貨店、旅館、ホテル、病院については、いままで既存の、たとえばこのまわりでいうとそこの赤坂の、あれは東急ホテルですか、この防火施設は、私も見に行きましたが、非常によくできていると思うのですね。いま順次できておる高層建

築については大部分はできておりますが、まだまだ完全とは言えない。日本の場合は建築費が高くつくということで、これは土質の関係があって基礎工事に四割も五割も金をかける、そして地上何階建てを建てる。基礎工事に相当金をかけるものだから建築単価が高くつく。それだから防災施設のほうはどうも削ってしまう—そういう悪い癖が、日本の建築構造というか、建築会社においても業者においても発注者においてもあって、どうも防災施設のほうを逃げてしまう。こういう点の考え方を変えない限り、りっぱな防火施設というものはできないのではないか。

同時に、一階建てはどの程度、二階建てはどうする、三階はどうするというような、たとえば放送設備を一つ見ても、各一階ごとに放送設備を持つべきだ。それを一カ所的に集中するところに、故障を起こしたら全部だめだ。たとえば消火せんをつけるのでも、一階の場合、二階の場合、三階の場合では火力が違う。それから煙が違う。こういうふうにスプリンクラーをつけられてもいいのですが、このスプリンクラーの圧力を考えていかないと、火力によって、たとえば水圧をどの程度上げたら火が消えるのかという、この点を十分科学的に指導していかないと、ただていさいよく部屋につけたんだということで、各階ごとに同じようなことの構造で、また同じような考え方では、これは失敗する。

われわれがいつも火災の現場へ行って、どの程度ポンプの水圧を上げたらこの火災は消えるか、こういうことを常に幹部は考える。それは風速の関係がある。湿度の関係も考えなければならぬ。総合的な判断というものは幹部の能力によるわけです。それからやはり施設も、そういう点で消防の専門家が常に、その建物の建築なり改造する時分には立ち会って指導していくというようなことでないとりっぱなものにならぬと私は思う。ただ業者まかせ、設計書を見て業者にまかしたらいいんだというような安易な考えではりっぱなものができるとは思えない。その点、消防庁はどういう指導をしていくつもりか。

○佐々木政府委員 確かに、ただいま御指摘のとおり、防火対象物の大きさ、あるいはその危険度というものはいろいろ違うわけでございます。そういう意味で、専門の消防機関による消防用設備の設置の指導ということは当然に必要であり、そしてまた業者まかせで、単に形式的に法令に定められたものが設置されておるというだけでは、やはり防災の面から見ますと非常に不安であります。

そういう意味で、今回の消防法の改正におきましては、必要な消防用設備についてその検査を消防機関に行なわせる、さらにまたそうした設備が非常の事態において十分に作動するかということについての定期的な点検、保守を行なわせるということにいたしまして、こういった消防用設備が常に十分な能力を出せるように、その設備ごとに最後までこれを維持、保守をしていくということに配慮しているつもりでございます。

○柴田（健）委員 消防庁の長官はくるくるかわるものだからどうもなかなか……。せめて長官は何年か腰を据えてやってもらえたらと思う。何か腰かけでは困るのですね。

建物に対する防火管理者の教育のあり方、講習のあり方、これまた消防庁は非常にあいまいなんです。ただ都道府県にある程度義務づけているが、義務づけるといっても完全義務づけじゃない、やれという程度です。それで、ところによっては消防協会にまかしてもいいじゃないか、県がやらないというような考えがある。こんな指導方針で、完全なほんとうにりっぱな防火管理者が強化されるのだろうか、育成されるのだろうか、こういう気がするわけですね。

それから、危険性の高い、たとえば特殊の構造物の場合の防火管理者は年に何回か講習を受けなければならない、そしてほんとうに防火管理者たるべき資格を与えていくというような、もっときびしさがあってほしい。いまのようなおぎなりのやり方で、たとえば建物に行くと、何のたれべえと防火管理者の名前だけは書いてあるけれども、どこにいるやらかしこにいるやらわからない。こんな実態で、ただ講習を一日、二日受けたらいいのだという程度ではりっぱな防火管理者とは言えないのじゃないか。今後の防火管理者育成についてどういう考えを持っておられるか、それをお聞かせ願いたい。

○佐々木政府委員 防火管理者につきましては、確かにその管理すべき防火対象物の内容に応じた防火管理者というものが必要であるということは御指摘のとおりだと思います。この防火管理者の資格につきましては、一つはその防火対象物の中における地位の問題、これが大きい建物になりますと、現実問題として防火管理者のほかに副管理者的なものも各階に設置をすとかいうような必要も生じてまいりますので、その企業内における防火管理者の地位という点も非常に興味を持って選任をしてもらわなければならないというふうに考えておるわけでございます。

もう一つはこの防火管理者の能力あるいはその知識というものでございますが、これは簡易な防火対象物と複雑な防火対象物によりまして、その防火管理者の守備範囲というものはだいぶ違ってまいるわけでありますから、この防火管理者につきましては、特に複雑な大規模な防火対象物につきましては、その知識を向上させるという方が当然必要であろうというふうに考えておるわけであります。

これをどのようにするかということにつきましては、今回実は消防法の改正にあたりましていろいろ内部におきましても検討をいたしたわけでありますが、ついに結論をまとめることができずに将来の検討に残したのでありますけれども、少なくとも現在各県なりあるいは都市が行なっておりますところの上級管理者講習というような現任講習とともに、そうした大規模な防火対象物あるいは複雑な防火対象物における防火管理者の再教育という点は、ただいま御指摘のとおり、今後そういう講習制度を現実に行なっていくという体制はつくらなければならないというふうに考えております。

117 からは防火対象物の防火管理、消防職員、団員の殉職、

168 からは大地震時の対策、飛行艇、山火事

222 からは聴覚に訴える避難指示

232 からは消防における救急の役割、「消防力の基準」

254-259 Last は 263

○折小野委員 これは申し上げるまでもなく、法治国家におきまして法律は守られなければなりません。そしてまた行政当局は、それが守られていない、義務が履行されていないということでありますならば、これを守らせなければならぬということだろうと思います。ここの数字は去年の六月一日現在の数字でございますから、おそらく今日まで、ただいま長官がおっしゃったような経過の中にあるものもあろうかと思っておりますが、しかし、このたび法律を改正して過去にさかのぼって実施をさせようというふうにいたしております以上は、少なくともいままでの法律が適用されて、それによってやらなければならなかった、これはもう完全にやらせるべきだというふうに考えております。法律の施行にあたりましていろいろなむずかしい問題もあろうかと思っておりますが、しかし、少なくとも消防上の設置の義務というものは、人命その他に非常に大きな関係があるからこそそれをやらせなければならぬということでございますので、この点はぜひひとつお願いをいたしたい。特に今回の改正以前の法において当然やらなければならなかった、すなわち**既存不適格というものを除いた未設置、こういうところにつきましては、新しい法が施行されるまでに確実に実施をさせる、あるいは実施を確認するということができますか、どうですか。**

○佐々木政府委員 そういう方向で措置をいたしたい、この法律が施行されるまでにいままでの違反の状態というものはなくしていきたい、こういうことで昨年の暮れから特に各市町村を督励いたしまして是正措置の命令等も出させておるわけでございます。できる限り、この法律が施行になるまでの間にそういう措置の是正をさせ、是正したあともう一ぺん見直させて調査をしていきたい、こういうふう考えておるわけでございます。

○折小野委員 **今度の法律の改正は、法律の原則からいいますとむしろ例外的な措置だというふうに考えます。当然、法律はその施行のときから適用されるのが原則でございますが、人命に係る重大な問題であるからということできかのぼろうというふうにいたしておるわけでございまして、これはあくまでも実施をさせなければ何にもならないわけでございます。**

この点につきましては、先ほどの質問にもいろいろございました。確かに、そういうものをいまから設置するということは、それぞれの施設の所有者にとりましては経済的に非常に困難な問題もあろうかと思っております。しかしそれでもなおかつやらせなければならぬということで、消防庁といたしましても融資あるいは税における対策というような面も考慮しておられるようでございますが、こういう面が今日まではたして十分行なわれたかどうか。いただいております資料によりますと、そういうものに対する融資の方法その他たくさん出ております。それぞれの県で融資の方法を講じておるといようなところ等

もございますし、今後もそのような方法を推進されるであろうと思いますが、これまでもなかなかそれができなかった。あるいは最近は特に資金の規制というような面もございまして、金の面でそれができないというようなことになってまいりますとなかなか実現がむずかしい。したがってまた再び大洋デパートのようなああいう例が起こらないとも限らないということになってまいります。やる以上はこれは確実にやってまいらなければなりません、それを保証するための対策、こういう面について十分な自信をお持ちでございましょうか、どうですか。

○佐々木政府委員 これまでも資金的には、消防用設備について、国の機関でありますところの中小企業金融公庫なり環衛公庫なりあるいは医療公庫なりにおきまして特別な融資の用意をしておったわけであります。ただ、いままでは残念ながら、こうした安全に対する投資というものについては資金需要が非常に少なかった。これまでそれぞれの金庫にお願いをいたしまして、私どもが用意をしておいてもらった融資ワクというものは十分消化できなかった、こういうような実態がございます。そういう意味では、今後の資金需要というものを私どもなりに想定はいたしておりますけれども、それぞれの政府関係機関の資金ワク等から見まして、この三年、五年の期間内においては資金的に不足をするということは私ども絶対にないであろうということを考えております。

○折小野委員 ぜひ、あらゆる方法を講じまして、確実にこれが実現をできますように、この法律が通りましたあとからもひとつ十分な御配慮をお願いをいたしたいと思っております。

それから、火災ということになってまいりますと、いろいろな原因が複合してあるわけでございますが、特にデパート等の不特定多数の人の集まる場所、そういうところにおきましては、そういう施設の所有者なりあるいは経営者と申しますかあるいは責任者、こういうような立場の人の責任というものをもっとはっきり出して、そしてこれに対する強力な指導をすることが必要じゃなかろうかというふうに考えます。

たとえばデパート等で、通常あのデパートの店内では喫煙をお断わりしますということになっておるようでございますし、別に喫煙室をつくって、そうしてそこで喫煙をしていただくようにということでございますが、やはりああいうお店の経営者といたしましてはお客さんが一番大切なわけなんでして、お客さんの意向にさからうような行動は現実にはなかなかとりにくい、こういうようなことがございます。したがって、こういう面につきましてはやはり制度的にそういう人たちに義務づける、そしてまた一般の人も十分にその立場を認める、こういうようなことにならなければ、ああいうようなところにおける不測の損害というものを防ぐことはなかなか困難じゃなかろうかと思っております。

それから、現在の制度で防火管理者という制度があるわけでございますが、たとえばデパートなんかの例をとってみますと、やはり各階の職場にそれぞれそういう責任者があって、そして非常の場合の適切な措置、特に誘導等をやっていくということになれば、そ

の企業にだれか防火責任者がおるのだ、その人はたとえ十分知識を持ちあるいは意欲を持っておったにしても、その配置が適当でなければ十分その効果をあげることはできない。それからまた防火訓練、こういうようなものにいたしても、やはりある程度これを義務づける。特に、それはただ単に防火管理者に義務づけるということできなしに、いわばお店の責任者がその気持ちになって、そしてそれらの人たちが積極的にそういうものをやらすということできなければ現実にはなかなかできない、こういうようなことがあるわけでございます。

今回の改正法の中に、いわゆる権原者に対する責任というものがある程度打ち出されてまいっておりますが、こういう面につきましては、特に不特定多数の人の密集する場所におきましてはより一そうその責任の強化と指導というものをやっていく必要があるのじゃないかというふうに考えるわけでございますが、今後の対策も含めてひとつ御意見をお伺いいたしたいと思っております。

○佐々木政府委員 特定防火対象物、特に百貨店等の不特定多数の人が多く利用いたしますものにおける防火体制というものは、火気の使用等に関しましての規定は、それぞれの市町村における火災予防条例の規定によりまして必要な規定が設けられ、あるいは通路等の幅員等につきましてもそれぞれの市町村における火災予防条例が規定をするということになっておるわけございまして、現在も、火気の使用場所あるいはまた火気を使用して物を売るといった場所におきましては一定の防火区画を必要とするというようなことで、相当こまかい火災予防条例の規定が設けられているのが実態でございます。そうした規定を、百貨店等を利用する人たちが十分に守っていただく、百貨店のきめたところを十分守っていただくということも、それはそれぞれの経営者自身におきましても、やはりお客全体の安全を考えてこれをお客に守っていただくということにつとめなければならないというふうに私どもは考えております。

それからまた、防火管理体制につきましては、今回の規定におきまして、経営管理者、経営責任者あるいは所有者等につきまして防火管理の責任も明確にしたわけでありまして、防火管理者単独にすべての仕事をさせるということも、対象物の大きさ等によりましては非常に無理な場合もございまして、特にデパート等におきましては各階に副管理者的なものを設置をさせて、それぞれの階の責任をとらせるというような方式も当然に必要であろうというふうに考えております。これはいま、そういう防火対象物における消防計画というものを各防火対象物ごとにつくらせることになっておりますけれども、そうした消防計画の中に管理体制というものを明確に規定をさせる、そして各人の役割りというものその消防計画の中に明確にさせておくということをしておるわけでありまして、十分に計画をつくらせ、そしてその計画に基づいた訓練も何回か実施をさせて、それぞれの従業員の役割りというものを認識をさせるという必要があるだろうと思っております。そういう

意味での防火管理体制について、十分これからも指導を強化していきたいというふうを考えております。

昭和四十九年四月二十三日（火曜日）

午後一時二十分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君 理事 中村 弘海君

理事 中山 利生君 理事 村田敬次郎君

理事 佐藤 敬治君 理事 山本弥之助君

理事 三谷 秀治君

愛野興一郎君 大野 市郎君

片岡 清一君 亀山 孝一君

島田 安夫君 住 栄作君

武藤 嘉文君 渡辺 紘三君

井岡 大治君 小川 省吾君

細谷 治嘉君 山田 芳治君

多田 光雄君 小川新一郎君

小濱 新次君 折小野良一君

出席国務大臣

自治大臣 町村 金五君

出席政府委員

内閣法制局第三

部長 茂串 俊君

自治政務次官 古屋 亨君

自治大臣官房審

議官 近藤 隆之君

消防庁長官 佐々木喜久治君

消防庁次長 森岡 敏君

委員外の出席者

議員 井岡 大治君

大蔵省主計局主

計官 名本 公洲君

厚生省医務局総

務課長 金田 一郎君

運輸省航空局飛行場部新東京国際空港課長 松木 洋三君
建設省道路局次長 中村 清君
建設省住宅局建築指導課長 佐藤 温君
消防庁予防課長 永瀬 章君
地方行政委員会調査室長 日原 正雄君

○伊能委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。細谷治嘉君。

001－ 消防施設強化促進法についての質疑。もっと消防に支援をとという話

068－ 高速道路での救急

072－ CO2 消火設備の事故

080－ 船舶火災、全国消防長会の要望事項

088－ 建築基準法への期待の限界

091－ パイプライン

126,127 改正案の可決

129 附帯決議の提案と可決

134 消防法の Last